

平成20年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年6月9日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

日程 1. 一般質問

〔1〕10番 浦野議員

1、斑鳩町都市計画マスタープランの成果について

平成9年3月より平成22年を目途に、都市計画プランが制定されているが、その成果について、項目別にお答え下さい。

- ①人口の増加・高齢化の予測と産業従事者の動向見通しについて。
- ②新規市街化区域編入想定地（新家・服部・五百井・稲葉車瀬・小吉田）について。
- ③住宅地の整備方針で、伝統的住宅地で、龍田旧街道や法隆寺周辺の魅力ある複合市街地への再生計画の成果は。又、一般市街地住宅地整備で、住宅の形態・意匠デザイン・色彩等のルール化への成果は。
- ④斑鳩町を3つのゾーンに割り、第1地区竜田川ゾーン、第2地区自然と歴史遺産集積ゾーン、第3地区JR法隆寺駅周辺ゾーンとして、各地区特徴ある整備を目指しているが、第1地区での農産物センター整備と、第2地区での景観保全（自動販売機・電柱・工作物等）、第3地区での商店街衰退の活性化、これら3件の成果について。

2、後期高齢者医療制度について

①後期高齢者医療制度が導入されましたが、まず、対象になる方々の反応についてお伺いいたします。次に、被保険者証が小さく文字が読みにくいとか紛失しやすいとかの不評はないですか。又、国もこの医療制度をもう一度見直してくると思われませんが、地方行政での改善策は考えられていませんか。

3、財政健全化について

①平成17年度に財政健全化検討住民会議が設置され、健全化に向けて

指針を示されましたが、その後どのような具体的な成果を挙げられていますかお伺いいたします。

〔2〕 13番 里川議員

- 1、消防法の改正に伴う火災報知器設置の義務化について
 - ①助成の取り組みについて。
- 2、公共工事における適切な労働条件の確保について
 - ①公契約条例の制定について。
- 3、生活保護の移送費打ち切り問題について
 - ①斑鳩町の受給者への影響について。
 - ②介護保険の送迎とのリンクの状況について。
- 4、後期高齢者医療制度について
 - ①無保険の状況を作り出す危険性について。
 - ②負担増に関する厚生労働省調査の問題点について。
 - ③医師会など医療機関の動向について。

〔3〕 14番 木澤議員

- 1、少人数学級について
 - ①今年度の学級編制の状況について。
 - ②今後の取り組みについて。
- 2、全国一斉学力テストについて
 - ①全国一斉学力テストの目的と町の認識について。
 - ②これまでの実施状況について。
 - ③今後の取り組みについて。
- 3、職員研修について
 - ①自衛隊体験入隊について。
- 4、憩の家の運営について
 - ①今後の運営の考え方について。
 - ②憩の家のお風呂について。

〔4〕 1番 宮崎議員

- 1、神社の管理について
 - ①管理責任の及ぶ者の範囲。

②維持管理者の負担義務の及ぶ範囲。

2、三代川の改修に伴い県道天理斑鳩線について

①計画図が県で作成されているが斑鳩町として関与して作成したのか。

3、交通安全対策について

①国道25号中宮寺前交差点の改良について。

②県道大和高田斑鳩線と町道416号線の交差点の改良について。

③北口商店街の道路の拡幅について。

〔5〕4番 吉野議員

1、JR法隆寺駅観光案内について

①町外からの来客を迎える窓口に立った町職員の方々の感想意見等をお聞かせ下さい。

2、斑鳩町の橋梁等について

地震、洪水等の災害時及び歴史文化等の視点から問う。

①昭和橋

・落橋防止装置等について。

②竜田大橋

・橋台・橋脚・床板・高欄等について。

③新岩瀬橋

・県立公園の景観について。

(国・県・町の見解)

④完成時の交通量予測値。

⑤新岩瀬橋～三室山下間の道路構造について。

⑥国土交通省発表の費用対効果率等の数値について。

⑦バイパス予定地の文化財発掘調査の住民説明会について他。

〔6〕2番 小林議員

1、新設取水井戸

①新設について。

②老朽管の整備対策について。

2、放課後子どもプラン

①運営委員会の構成メンバーはどの団体をお願いしたのか。

②第1回運営委員会の協議内容。担当される方々の当事業に対する意見は。

③多くの方々の協力によって支えられているこの制度を、どのように保護者・子供に理解、また地域に広報活動していくのか。

3、耐震改修計画

①特定建築物の耐震改修目標構造評点は。

②木造住宅の耐震改修目標構造評点は。

③本年度の耐震診断予定と、診断済み木造住宅に対する支援策。

④耐震改修を行うための環境整備について。

〔7〕12番 辻議員

1、集会所のバリアフリーの改修工事に対する町補助金の補助率アップについて

①高齢者や障害をお持ちの方々が地域の中で暮らしやすくするため奈良県の住みよいまちづくり条例及びバリアフリー法などにより、町の役場庁舎、保健センター、公民館、学校など公共施設において、順次トイレ、手すり、玄関の段差などの改修工事が実施されましたが、住民の身近な地域の集会所については、まだまだ改修が遅れているように感じます。そこで、このことについてお尋ねします。まず自治会で管理しておられる集会所の数及び、そのなかでバリアフリーの改修（建築当時からバリアフリーされている所も含む）を終えられた集会所数について。

②斑鳩町の65歳以上の高齢者の推移について、平成15年度、平成20年度、平成25年度、平成30年度の高齢化率と高齢者数について。

2、学童保育について

①『共稼ぎ家庭の児童らが放課後過ごす学童保育で、こどもがケガをする事例が相次いでいる』との記事がありましたが、本町の各学童保育室での過去5年間での事故の状況について、お聞きします。

②各学童保育室の、それぞれの児童数と指導員について、及び指導員の保有資格の状況について、お聞きします。

③厚生労働省は昨年秋に、初めてガイドラインで学童保育室の規模を

示されましたと記事にありましたが、その内容についてお聞きします。

④厚生労働省は平成22年度から70人以上の施設への補助金を廃止することで、施設の分割を図るとの記事があるが、この記事の方針で進んでいるのでしょうか。

⑤平成20年度から70人以上の施設への補助金の廃止に対する、本町の対応についてお尋ねします。

〔8〕8番 西谷議員

1、アスベストの健康被害について

竜田工業のアスベスト健康被害状況について問う。

①アスベスト健康被害の調査対象区域と調査対象者数。

②アスベスト被害認定者数と年齢、その区域。

③被害者に対する事業者及び町の対応について。

2、斑鳩町環境保全条例について

①環境保全条例に基づく町の具体的な対応について。

3、公共下水道事業に伴うし尿汲み取り業者への補償について

①し尿汲み取り件数と浄化槽、公共下水道の割合は。

②し尿汲み取り業務を清水環境開発だけに委託する理由は。

③し尿汲み取り委託料の推移について。

④今年度から、公共下水道事業の推進により、し尿汲み取り業者の事業収入が減り、その補償として清水環境開発に町のごみ収集業務を委託しているが、その経緯と補償の考え方、今後の見通しについて。

4、公共下水道配管の接続ミスについて

①公共下水道の公共ますの接続ミスにより、1年間もし尿が垂れ流しされていたことが発覚したが、その原因と町の処理対策、今後の防止対策について。

〔9〕5番 伴議員

1、役場の職員の今後の退職に伴う対応及び適正な定員管理について

①地方分権に伴い業務が増大していくなかで、行政改革に伴う職員数の削減による住民サービスの提供の質の低下が懸念されるが、適正な定員管理ということについて、当町はどのように考えておられるのか。

2、歳入増加策について

- ①町が現在行われている広告収入の実態はどのようになっているのですか。
- ②広告掲載の基準については、どのようになっているのですか。
- ③歳入増加のためのいろいろな新しい取り組みを考えておられるのか伺いたい。

〔10〕 11番 飯高議員

1、学校の耐震化の推進について

- ①特定建築物の耐震化について問う。
- ②学校施設・避難所の耐震化について問う。

2、『個人情報保護に関する基本方針』改正に伴う取り組みについて

- ①『個人情報保護に関する基本方針』一部変更について問う。
- ②『個人情報保護条例に基づく対策の実施状況』について問う。

3、介護住宅改修について

- ①介護住宅改修の現状について問う。
- ②介護住宅改修の受領委任払い制度について問う。

4、まちづくり寄付条例について

- ①寄付条例の認識について問う。
- ②まちづくり寄付条例の導入について問う。

5、河川環境の改善について

- ①河川の水質について問う。
- ②河川の水質改善と対策について問う。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。なお、嶋田議員から、午前中欠席の通告を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私の一般質問、入らせていただきます。

まず、1番目は、斑鳩町都市計画マスタープランの成果についてであります。平成9年3月より平成22年を目途に斑鳩町都市計画プランが制定されているが、その成果についてお尋ねしていきたいと思えます。

この計画では、「都市の将来像」として、「都市づくりの基本理念、その実現は、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めると共に、ゆとりや美しさなど心の豊かさを実感出来るまちづくりと、過去の優れた歴史、あるいは文化や自然環境を保全、活用し、新たな文化を創造する歴史、文化に根差したまちづくりを、行政と住民がお互いに基本認識として、誇りと責任を持って進める」、このように前置きしています。そして、この目標年次を、平成9年より平成22年までの15年間と設定されています。目標年次を2年後に迎えるに当たりまして、このプランの項目に沿って質問していきたいと思えますので、的確なる回答をお願いいたします。

まず初めに、人口の増加と高齢化の予測ということで、また産業別従事者の動向見通しについてですが、人口の動向では、目標年次まで増加し続けるとなっております。現状は、少しかけ離れているように思えます。また、高齢化の予測は、現状とほぼ一致していますが、産業別従事者の予測は、農業、商業、工業とも減少傾向が予想以上に進んでいるのではないかと思います。この点について、どのように現状で評価されていますか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 質問者もおっしゃっておられますように、当町の都市計

画マスタープランは、平成22年を目標年次といたしまして、平成9年3月に策定をしたものでございます。このマスタープランの成果につきましてということでございますので、順次その現状等について答弁をさせていただきます。

まず、将来人口についてでございますが、本マスタープランでは、平成17年には3万2,500人、平成22年には3万4,000人に達するという推計をいたしております。これに対しまして現状でございますが、平成17年の国勢調査による斑鳩町の人口は2万7,816人となっております。また直近の平成20年5月1日現在での人口は、2万8,577人となっております。平成22年に推計値の3万4,000人に達するには、現実的には難しい状況となっております。

この主な要因といたしましては、このマスタープランの策定後、今日まで少子化が予想をはるかに上回るスピードで進んだこと及び、この次の答弁でも出てまいりますが、想定していた区画整理事業等の面的整備が思いのほか進展しなかったことなどが挙げられるのではないかとこのように考えております。

次に、高齢化率につきましては、本マスタープランでは、平成17年に18.8%、平成22年には23.1%に達すると推計しております。これに対しまして、今、質問者もおっしゃいましたように、現在の状況でございますが、直近の平成20年5月1日現在の斑鳩町における高齢化率は22.36%となっております。ほぼ推計のとおりとなっております。

最後に、産業従事者の動向についてでございます。本マスタープランでは、平成17年におきまして、農林業従事者は2,153人、商業従事者は2,052人、工業従事者は1,803人、それが平成22年には、農林業従事者が1,938人、商業従事者が2,257人、工業従事者は1,843人と推計しているところでございますが、これに対する現状でございます。農林業従事者は、平成17年の農林業センサスによりますと1,990人、商業従事者は平成16年の商業統計調査によりますと1,717人、工業従事者は平成17年の工業統計調査によりますと1,104人と、いずれも推計を下回っている状況でございます。

なお、本マスタープランにつきましては、目標年次が、先ほどでも申しましたように、平成22年となっております。今年度から目標年次を同じくする町総合計画の見直しと並行しながらマスタープランの見直し作業を行う予定をしております。

この見直しに当たりましては、将来人口等の指標は、将来のまちづくりを展望する上

で重要な指標となる数値でありますことから、少子高齢化の状況、そして社会情勢を踏まえ、信頼性の高い手法を用いて推計を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 次に、新規市街化区域編入予定地として、新家、服部、五百井、稲葉車瀬、小吉田の5区域において、土地区画整理事業等で住宅地形成を図るとされておりますが、この成果についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご質問の新規市街化区域編入想定地区の5つの地区につきましては、将来の緩やかな市街地住宅需要等への対応を想定いたしまして、まちづくりの骨格となります都市基盤整備、都市計画道路等の都市基盤整備と共に土地区画整理事業等を検討し、良好な低層住宅地形成を図ることを目指して設定したものでございます。

このうち、服部地区につきましては、都市計画道路法隆寺線の一部を包括した土地区画整理事業が施行されまして、新規に市街化区域へ編入し、良好な住宅地の形成がなされたところでございます。

次に、五百井地区、稲葉車瀬地区、小吉田地区についてでございますが、この3地区は、いかるがパークウェイ沿道におけるまちづくりの一環といたしまして、新規の市街化整備地区としてマスタープランに位置付けしてございまして、パークウェイ事業の進捗とあわせた面整備を前提とした新規市街地として、これまで市街化区域編入について、地元の意向の誘導も行ってまいったところでございます。

次に、新家地区でございますが、マスタープラン策定以前から、JR法隆寺駅周辺地区整備の一環といたしまして、駅南口に通じるシンボルロード及び安堵王寺線などの道路整備と共に、市街地を形成する地区として今日まで新規市街化区域編入のための施策を講じてまいりました。

当該地区は、線引き制度による特定保留区域としても位置付けをされてございまして、またJR法隆寺駅周辺地区の整備は、総合計画におけるまちづくりの重点施策でもあることから、駅周辺の道路整備の推進と共に、新市街地の形成についても現在地元調整に努めているところでございます。

先ほど申し上げましたように、今年度から本マスタープランの見直し作業を行ってまいることから、今日までの新規市街化区域編入想定地区におけるそれぞれの取り組みの

経過を十分踏まえた中で、見直し作業を進めてまいりたいというふうを考えております。

なお、これも本年度から見直し作業にかかることになる線引き制度につきましては、現行に比べまして少子化によりまして人口減少等の社会情勢がございまして、そういった変化等も相まって新規の市街化編入要件も非常に厳しいものとなるという情報も得ております。

今後は、こうした線引き制度の考え方も踏まえまして、本マスタープランの見直し作業に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 次に、既成の住宅地整備の方針として、伝統的住宅地で、龍田旧街道、あるいは法隆寺周辺の魅力ある複合市街地への再生計画が挙げられていますが、この成果についてはどうでしょうか。また、一般市街地、住宅地整備で、住宅の形態、意匠デザイン、色彩等のルール化が挙げられていますが、この成果についてもお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 本マスタープランでは、伝統的住宅地の整備方針といたしまして、龍田の旧街道や法隆寺周辺等につきましては、居住機能と生活文化機能を兼ね備えた魅力ある複合市街地への再生を検討するとしております。

このことにつきましては、平成18年8月に商工関係者、観光関係者によりまして、斑鳩町観光・商工まちづくり協議会が結成をされております。そして、その中で勉強会も開催されているところでございます。こうした活動を支援することなどによりまして、今後も伝統的建造物と魅力的な商店が調和した街並みの再生に向けた取り組みを続けてまいりたいというふう考えております。

続きまして、一般市街地の住宅の関係でございしますが、整備方針といたしましては、まず必要可能な住宅の形態、意匠デザイン、色彩等のルール化を検討するとしておりますが、残念ながら現在におきまして、これらの規制を行うまでには至っておりません。

このことにつきましては、平成16年に景観法が施行されたことに伴いまして、現在、奈良県では、この景観法に基づく景観条例及び景観計画の策定作業が行われているところでございます。この景観条例、景観計画につきましては、平成21年7月ごろをめどに制定の予定と聞いておりますけれども、今後この本マスタープランの見直し作業を進め

ていく過程におきましては、この県での策定状況を勘案しながら、住民アンケート調査等も実施をいたしまして、景観に対する住民の方々のご意向を十分に把握した上で、住宅の色彩や意匠に関するルールづくり等につきまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） このようなプランを掲げられました時は、都市計画審議会、あるいは住民アンケート、また専門家の意見等を取り入れて理想的なまちづくりプランを計画されたと思いますが、13年経過した現状では、計画の当初とまちづくりが余り変わりがないように思われます。一步でも理想に近づくよう努力していただきたいとお願いいたしまして、次の質問に移ります。

マスタープランでは、当町を3つのゾーンに割っておられます。それは、第1地区として竜田川ゾーン、第2地区として自然と歴史遺産集積ゾーン、法隆寺のお寺の周辺ですね。それと、第3地区としてJR法隆寺駅周辺ゾーンと、この3つです。各地区特色ある整備を目指すとされて、第1地区の竜田川ゾーンでは農産物センターの整備、第2地区法隆寺お寺周辺地区では景観保全、具体的には自動販売機、電柱、これらの撤去、あるいは工作物の規制、第3地区法隆寺駅周辺では商店街の活性化を目標とされていますが、これらの成果についてもお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 質問者のおっしゃるとおり、本マスタープランでは、町内を竜田川ゾーン、自然と歴史遺産集積ゾーン、JR法隆寺駅周辺ゾーンの3地区に区分いたしまして、地区別でも整備構想及び整備方針を定めております。

そして、今日までの間に、この整備構想及び整備方針に即しまして、いかるがパークウェイ、法隆寺線、そして法隆寺門前線などの都市計画道路整備やJR法隆寺駅周辺整備、歴史街道ネットワーク構想に基づく散策ルートの整備、そして公共下水道整備のほか史跡藤ノ木古墳整備などにつきまして実現をしてくれているところでございます。

しかしながら、その整備構想の中でも、今、おっしゃいました第1地区の竜田川ゾーンにおける農産物センターの整備につきましては、現時点におきましても実現はしておりませんが、最近、農業者みずからによります農産物の直販所が各所に開設をされるなど、安心して安全な農産物を農業者みずから消費者に届けるという機運が高まりつつあります。今後、いかるがパークウェイ事業の進捗にあわせまして、農産物の消費拡大、並

びに生産者と消費者との交流拡大を図り、関係機関等と連携を図りながら、農産物センターの整備につきましても協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、第2地区の自然と歴史遺産集積ゾーンにおける自動販売機や電柱、工作物等に係る景観保全に関する取り組みでございます。

まず、電柱につきましては、平成17年度に事業を完了いたしました都市計画道路法隆寺藤ノ木線整備事業におきまして電線類の地中化を実施し、景観整備を行ったところでございます。

また、風致地区内におきまして、電柱の新設や建て替えが行われる場合や一定規模の自動販売機や工作物を設置する場合におきましては、色彩に関する規制を行っておりまして、歴史的な街並みと調和した伝統的景観の維持及び形成に努めているところでございます。

また、第3地区でのJR法隆寺駅周辺ゾーンの商店街衰退の活性化につきましては、先ほども申し上げましたが、平成18年に斑鳩町観光・商工まちづくり協議会が結成されまして、衰退しつつある商業・観光の振興策を考えていこうとしておられるところでございます。今後、この協議会におきまして観光からの地域活性化を検討されることから、整備されつつあるJR法隆寺駅周辺の商店街及び他の商店街の活性化策につきましても提案されていくものと期待をして考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 詳しくありがとうございます。

計画に基づいて13年間経過したわけですが、先ほども申しましたように、なかなか計画倒れの面もあるとは思いますが、この計画を何回も読みますと、なかなかいいことを書かれておりますので、あと2年ですが、計画倒れにならないように頑張ってくださいと思います。ただ、住民の色々な意見も十分聞いていただいて、斑鳩町にふさわしいまちづくりを目指していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度が導入されましたが、まず対象になる方々、いわゆる住民の方々のその反応についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者医療制度に係ります対象になる方々の反応についてでございますが、この制度につきましては、3月下旬ごろから役場の方に問い合わせが多くなりまして、当初は被保険者証が届かないとの内容が大半でありました。被保険者証につきましては、3月中旬に配達記録をもって郵送をしておりましたが、カードタイプの被保険者証に気がつかなかったり、配達記録を開封していただけなかつたりする場合がございます。

4月上旬には保険料の仮徴収額決定通知書を送付し、その後の5日間では、窓口、電話合わせて118件の問い合わせがありました。その主な内容については、被保険者証が届かない、仮徴収額の計算方法がわからない、また年金を受けているのに特別徴収となっていないなどでありまして、制度に対して批判的なご意見がなかったわけではございませんけれども、総体的には制度の内容に関する問い合わせが多かったように思っております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 私が想像しておりましたより、比較的批判的な意見がなかったことには意外ですけども、若干安心もしました。しかし、この制度を全部理解するには、私にとりましても複雑で非常に難しいと思っております。ましてや、高齢者の方々におかれましては、非常に無理難題かと思えます。先ほど答弁にもありましたように、仮徴収額の計算方法がわからないということで、説明書等には色々書かれてますけども、それじゃ自分のこの保険額が幾らになるのか計算せよと言われた場合、なかなか出来ないものかと思えます。窓口対応も非常に大変かと思えますけども、出来るだけわかりやすく住民の方々に説明をお願いしたいと思います。また、今後この制度は改善されていくと思えますので、改善点のその住民周知におきましても、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですけども、被保険者証が非常に文字が小さく読みにくい、あるいは以前と比べまして非常に小ぢやかなものになりましたんで紛失しやすいとかの不評はなかったのですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 3月中旬ごろに郵送をいたしました後期高齢者医療の被保険者証につきましては、先ほど申しましたように名刺サイズとなり、被保険者証であることに気がつかなかつた、また住所、氏名等の記載内容の文字が小さく読みにくい等

のご意見をいただきました。後期高齢者医療広域連合へこれらのご意見も伝え、よりよい工夫をお願いしたところでございます。また、7月に郵送いたします被保険者証につきましては、全体的に文字も大きく、被保険者証の記載事項もわかりやすくなるよう改善されると広域連合に伺っております。

なお、国民健康保険の被保険者証につきましても、住民の皆様からのご意見を参考に、次回作成分につきましては、よりわかりやすい被保険者証となるよう改善をしていきたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 小さければまた紛失しやすい、また大きかったら財布入れとかには入りにくいと、色々一長一短ありますけども、やはり被保険者が一番使いやすいものをこれから検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、この制度につきまして、国ももう一度見直してくると思われましても、国会でも色々答弁されておりますが、事、地方行政での改善策は、今、考えておられませんのですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この後期高齢者医療制度の見直しにつきましては、常に最新情報を得るように努めているところでございます。しかし、この制度は、ほかの医療保険制度と同じように、そのほとんどが法令により規定をされているものでございまして、地方自治体の裁量で行うことが出来る部分は多くはありません。

後期高齢者医療制度に関しましては、年齢による医療制度の独立や保険料の増額、減額といった現象面について部分的に論じられることが多いのではないかと考えているところでございまして、問い合わせ等に対しましては、給付割合や若年層の支援といったこれまでの制度の継続や、広域で行うことのメリットなどについてもご説明をしご理解をいただくように努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。財政健全化についてであります。

平成17年度に財政健全化検討住民会議が設置され、今後の健全化に向けて指針が示されました。当時の当町の財政状況の背景を振り返りますと、歳入状況では、長引く景気の低迷の影響を受け、町税収入は、平成9年度の33億3,000万円をピークに

年々減少を続け、平成16年では28億円にまで落ち込んでいました。少子高齢化が進むにつれ、税収の減少は続くものと想定されました。

また、地方交付税、国庫補助負担金については、国の三位一体の改革により、地方交付税では、平成12年度の29億7,000万円から減少傾向が続き、平成16年度は23億5,000万円となりました。

一方、地方交付税財源を確保するために、臨時財政対策債や恒久的減税に伴う財源不足を補うために減税補てん債など地方債の額が大きくなってまいりました。

一方、歳出では、特別職や職員の給与等の人件費削減や職員数の削減などにより、平成11年度以降は減少傾向にあります。また、町債の返済である公債費については、平成12年度をピークに以降は減少してきています。

しかし、一方、医療費の助成や児童手当などの扶助費におきましては、少子高齢化の進展に伴い増加の一途をたどり、平成元年では1億円であった扶助費は、平成16年には4倍近い4億4,000万円となっています。また、国民健康保険や介護保険、あるいは下水道特別会計への一般会計からの繰出金が増加傾向を示し、繰出金の全体では、平成元年度は8,000万円であったものが、平成16年度には1.1倍に近い8億5,000万円にまで増加しています。

このような背景におかれまして、財政健全化検討住民会議が設置されたわけですが、ここでは数々の細部にわたる財政チェックがなされました。健全化に向けての指針が提示されました。今に至りまして、これらの項目別な成果について、その後の成果についてお尋ねしていきたいと思っております。次の順番にご答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、経常収支比率の目標数値についてです。一遍に申し上げます。2番目は、歳入の確保として、受益者負担の適正化についてです。3番目は、滞納税額の確保です。4つ目に、新税財源の検討。新税財源検討されましたかということです。5つ目は、その他の歳入の確保について何か検討されましたか。6つ目に、歳出カットで、特に人件費の削減と、これ以外の削減についてお答えしていただきたい。最後のまとめとして、歳入歳出全般での健全化の成果として、具体的に削減出来ました金額についてお幾らですか。また、今後のこれらを進めるに当たっての考え方、これらについてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 当町での行財政改革につきましては、平成14年12月に第

3次斑鳩町行政改革大綱を策定いたしまして、平成15年度から平成18年度までの前期実施計画を終えまして、現在、平成19年度から平成22年度までの後期実施計画を策定し、各課におきまして計画の実行を行っているところでございます。

一方、平成17年度に設置の斑鳩町財政健全化検討住民会議では、平成18年3月に財政健全化に向けての最終報告書をまとめられたところでございます。その基本方針で、財政健全化に向けて、平成27年度の経常収支比率を90%までに抑制するという目標を掲げ、そのための斑鳩町の財政運営や改善方策についてご報告をいただいております。

これらを踏まえまして、当町におきましては、基金の取り崩しをすることなく年度予算が達成出来る「持続可能な財政体質の確立」を目標に、財政の健全化に取り組んでいるところでございます。

その目標の指標とされる経常収支比率の推移につきましては、平成17年度には91.1%、平成18年度には93.1%となっております。当面の目標といたしまして、平成22年度は94%以下に抑制したいと考えております。その実現に向けての具体的な取り組みを、当初予算ベースでの比較で述べさせていただきます。

まず、歳入の確保としまして、受益者負担の適正化についてであります。平成20年度から、幼稚園の月額保育料を改定し増額しております。また、新たに入園料を徴収しております。ほかにも、新たに公民館教室受講料の徴収も開始いたしました。これらの財政効果は、合わせて413万円でございます。

次に、滞納税額の確保についてであります。町税の滞納繰越分に係る徴収率につきましては、平成17年度の19.9%から平成19年度は28.3%と上昇いたしております。その財政効果額は、1,600万円でございます。滞納整理につきましては、預金、生命保険、不動産等の差し押さえをいたしまして、合同不動産公売やインターネット公売を積極的に活用して、その換金に努めているところでございます。

次に、新税財源の検討についてであります。その他の財源の確保としまして、平成19年度から有料広告掲載を導入し、町広報紙とコミュニティバスに広告掲載を開始いたしております。その財政効果額は、102万円でございます。

次に、その他の収入の確保としましては、職員駐車場有料化を平成16年度に開始いたしまして、段階的に、文化振興財団、社会福祉協議会、観光協会等に拡大しております。その財政効果額は、平成20年度では681万円でございます。

また、現在、町のマイクロバスをインターネット公売による売却を進めておりまして、

この財政効果額は200万円を超えると予測いたしております。

続きまして、歳出の大幅カットであります。まず人件費の削減についてであります。

職員数につきましては、5年程度で10%程度削減という方針がありましたが、平成17年度の職員数が229名、この中には再任用を含んでおります。そうした中で、平成20年4月1日には202名、これも再任用を含んでおります、となりまして、この3年間で既に27人、11.8%の減となっております。

常勤特別職の給与削減につきましては、斑鳩町特別職報酬等審議会の答申による報酬減、さらに自主的な報酬の引き下げを行いまして、町長15%、副町長12%、教育長7%の削減となっております。平成19年度には収入役も廃止いたしておるところでございます。

また、町議会議員の皆様にも、議員報酬の7%引き下げ、議員定数の1名減のご協力をいただいているところでございます。

その他非常勤特別職の報酬引き下げ、職員の管理職手当の引き下げ等も含めまして、これらの人件費関連の財政効果額は、単年度で2億5,883万円でございます。

次に、民間委託の積極的な導入についてでございます。平成19年度に学校給食調理・洗浄業務の民間委託を斑鳩南中学校において開始し、平成20年度は4小中学校に拡大しております。これらの財政効果額は、9,503万円となっているところでございます。

次に、団体運営補助金のカットについてであります。平成18年度、19年度の2カ年におきまして、原則10%ずつの削減を段階的に行い、またその他の補助金につきましても見直しを行いました。この財政効果額は、352万円となっております。

以上、主な取り組みを述べさせていただきましたが、これらの歳入歳出を合わせた財政効果額は、4億3,033万円でございます。

財政の健全化に向けましては、議会と住民、そして行政が一体となって取り組むことが重要でございます。そして、財政健全化の実行は、職員一人ひとりが、事務事業の効率や成果等についての意識改革もさることながら、その推進に当たりましては、何よりも住民の皆様のご理解とご協力が必要となってまいります。町広報紙等を通じました行政情報の提供はもとより、住民負担の公平性を確保するための収納対策や積極的な行政内部の改革などに取り組み、住民皆様の財政健全化に対する理解の醸成を促してまいりたいと考えております。

最後になります、財政健全化に当たりましては、住民の皆様をはじめ各方面にわたり影響を与えることも考えられます。しかしながら、住民の皆様に住んでよかった、住み続けたいと感じていただける、そして次代を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐことの出来る斑鳩町の実現を目指しまして、全職員が一丸となって財政健全化を成し遂げてまいり覚悟でございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 具体的に色々お答えしていただきましてよくわかりました。しかし、今後、下水道事業への出費、あるいは竣工いたしました総合福祉会館のこれからの運営、またJR法隆寺駅周辺の整備等々、財政的に重く負担がのしかかってくる事業もまだまだ積み残しております。また、一番最初の質問でも指摘いたしました、人口の減少、あるいは少子高齢化現象は、税収の減収にも絡んでまいります。歳入の増収が見込めないのに歳出の増加が目に見えていると。これは、行き着くところは、財政破綻になりかねません。この点十分に今後検討をされまして、健全な財政、将来性のある斑鳩町づくりを切望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に挙げさせていただいておりますのは、消防法の改正に伴う火災報知器設置の義務化についてでございます。

これにつきましては、義務化となるのは来年度になろうかと思うんですが、この件につきまして色々調べておりますと、全国的にはこれに対しまして助成の取り組みをしているところなどがあるということで、担当課にも神奈川県寒川町などの例を挙げましてお話をした経緯もございますが、その中でも、とりわけ低所得の高齢世帯に対する助成は必要性が高いのではないかというふうに私は考えているところでございますが、この点につきまして、消防法改正から、担当におかれましてはどのような検討をされてこられたのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 住宅用の火災警報器設置に係る高齢者世帯等への助成の取り

組みについてのご質問でございます。

今回の住宅用火災警報器の設置の義務化につきましては、全国の住宅火災による死者が急増をしており、その約7割が逃げおくれによるものでございます。また、このうちの6割近くが65歳以上の高齢者であり、今後の高齢化社会の進展に伴い住宅火災の死者の増加は予想されることから、自己責任分野である個人の住宅における住宅用火災警報器の設置をあえて義務づけることで、火災を早期に発見し、住宅火災による死者の低減、抑制を目的として、平成16年6月に消防法が改正されたものでございます。

斑鳩町におきましては、平成17年8月に西和消防組合火災予防条例が公布され、新築住宅にあつては、平成18年6月1日以降に着工される戸建て住宅及び店舗併用住宅に設置が義務化されますと共に、既存住宅にあつては、平成21年6月1日から設置が義務化されることになりました。

当町におきましては、高齢者等への住宅用火災警報器の給付制度といたしましては、1つには、斑鳩町老人日常生活用具給付等事業実施要綱、斑鳩町地域生活支援事業実施要綱を定めまして、概ね65歳以上の所得税非課税世帯に属する一人暮らし高齢者や、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯で一定の所得以下の障害者の方につきましては、上限を1万5,500円として住宅用火災警報器の設置に係ります給付を行っているところであります。これらの制度の活用によりまして、いわゆる社会的弱者と言われている方々への施策の充実は図られていると考えております。

ただ、これらの制度の利用状況は非常に低くなっております。今日までも、西和消防署と連携を図りながら、火災警報器の設置義務化のチラシの各戸配布を3回行い、また高齢者等の一人暮らし世帯に対する防火訪問、年2回でありますけれども、これを実施いたしまして、その際に周知を行ってまいったところでございます。

質問者からのご提案をいただきました内容につきましては、現行の給付制度を踏まえまして、平成21年6月1日の火災警報器設置義務化の期限に向けまして、さらに火災警報器に係る制度の周知と設置の促進に向けまして検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 色々丁寧に答えていただきました。けれども、ぜひとも私は、この問題につきまして申し上げておきたいことがございます。確かに、福祉課所管で制度が既にごございます。部長もご認識のとおり、余り利用がされてない。なぜ、義務化と

なっているのに、今なお制度があるにもかかわらず利用されていないのかというところについては、非常に問題があるというふうに私は思っております。西和消防さんの方にお任せするだけではなく、やはり来年に向けまして、多分6月1日以降、その周辺になりますと非常に多くの方たちが駆け込んでくるというようなことも予測されます。混乱も起こってくるかと思えます。ましてや、こういう助成を使おうと思いましたら、申請やら手続色々ございますので、ぜひとも今年からこういう制度を活用していただけるように推進していただきたいと思います。

そして、今、部長の答弁にもありましたように、寝たきり老人、一人暮らし老人、非課税世帯、障害をお持ちの方の世帯とかいうふうにおっしゃっておられましたけれども、やはりここは、最初に私申し上げましたように、低所得層の高齢世帯、お年寄りだけでお暮らしになっている世帯というものも対象の範囲といたしまして広げていただきたいと思いますというふうに思っております。

今、ほんとに色んな制度がどんどん変わってきて、わずかな年金からでも色々なものが天引きされて、生活は苦しい、不安、お年寄りのため息があちこちで聞こえてきます。今こそ行政が、少しでもお年寄りが安心出来る施策をやっぴり積極的にしていくべきであるというふうに私は考えております。さらなる検討を、そして消防関係は総務課ですが、斑鳩町老人日常生活用具給付等事業実施や地域生活支援事業、これ、住民生活部の福祉課、この縦割りに陥らずに横断的に、やはり前々から私申し上げてますように、こんな小さいまちですから、横断的に取り組んでいただきまして、より積極的に推進していただくこと、これをぜひともお願いしておきたいというふうに思います。それについて、再度ご答弁お願いしておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほどの答弁にもさせていただきましたように、非常に制度があるものの利用率が悪くなっております。この制度自体は、やはり高齢者等障害者の低所得者に配慮した、この消防法に関連したよい制度となっております。

そうした中で、今後におきましても、やはりもう来年に迫ってきてまいりますので、地域の方の民生委員さんもございます。また、小地域福祉会がございます。また、最近では後期高齢者、また健康づくりでの出前講座も多くなっております。それらを活用しながら、やはりこの制度のなお一層の周知を図ってまいる必要があると感じておりますので、担当課とも連携しながらその周知に努めたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、積極的に取り組んでいただけることを期待いたしまして、次の質問へと移らせていただきたいと思います。

2つ目に挙げさせていただいておりますのは、公共工事における適正な労働条件の確保についてということで挙げさせていただいております。

この点につきましては、色々入札の件につきまして、そら安い方がいい、入札は、安う工事請け負ってもらう方がいいというのは、町の立場、そして私たち住民の立場でもあるとは思いますが、それにも限度があるというふうに私は考えております。

平成12年11月に、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律が成立しました時に、附帯決議が付けられていると思います。その附帯決議では、建設労働者の賃金、労働条件の確保に対する適切な措置が必要であると。また、諸外国では、これら公共工事に係る賃金の確保等を定める公契約法の制定が進んでいるというふうに思います。

今後、公共工事における安全、そして品質の確保、雇用の安定、そして技術労働者の育成などのために、公共工事における新たなルールづくりが必要であるというふうに考えておりますが、この公契約法について町はどうお考えになられるか、そしてまた町独自の公契約条例の制定について、どのように現在お考えになられているのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問者もご承知のように、公契約条例は、地方自治体などの公的団体との契約において、受注業務に従事する労働者の労働条件の公正確保を目指すことを盛り込んだものでございます。現状では、条例制定自治体はまだなく、公正労働確保についての現実的な対応が模索されている段階でございます。

本町におけます公共工事につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や建設業法などの関連法令に基づき、施工体制の適正化と、これを請け負う建設業の健全な発展を図ると共に、建設労働者の賃金や労働条件の確保が適切に行われるように努めているところでございます。

また、建設工事の入札におきましては、平成13年4月から公共工事の品質の確保やダンピング等を防ぐため、低入札価格調査制度を導入しているところでございますが、本年3月に国の基準が見直されたことによりまして、これと同様に、これまでの調査基準価格に比べ、全体で5%程度引き上げる見直しを行ったところでございます。

公共サービスの資質等を維持するためには、労働者の賃金や労働条件の確保を適切に確保することは重要な問題であると認識をいたしております。

ただ、我が国におきましては、既に労働者保護のための労働基準法、最低賃金法などの一定の法制度が整備されておりますことから、本来、労働法関連法令によりまして対応すべき問題ではないかと考えております。

町といたしまして、今後とも現行法制度の適正な運用により対処いたしまして、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるよう、引き続き一層の法令遵守の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 確かに、まだこの条例が設置されている自治体は、全国見ましてもなかなかないようです。もちろん、国が公契約法を成立させなければ、なかなかその下で条例をつくるということも難しいのかもわかりません。けれども、やはり地方として、そして斑鳩町独自でそういう条例を制定することは、不可能ではございません。可能な問題であるというふうに考えておりますので、今後もぜひとも研究だけは続けていっていただきたい、そして積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

なぜ、私はやはり今ここでこういうことを質問に出したかというふうに申しますと、やっぱり地方自治体は、この近辺の事業者、働いておられる方の、基本的にはお手本というのか見本になるというふうに考えております。官公庁の例があつて、そしてまた事業者などが色んなものを設定していくのではないかとというふうに思いますので、やはり斑鳩町としては、そういう労働基準法や最低賃金法を守るような形できちっとやっていくんだ、その気持ちの条例制定というのを、私はそこまで踏み込んで積極的な姿勢を持ってほしい。

と申しますのは、今年の斑鳩町の臨時職員さんたちに対する対応の姿勢、これには問題があつたというふうに私は見ておりますので、あえて、今、この問題を取り上げさせていただいているということは申し上げておきたいというふうに思います。

このごろ、財政が厳しいということで、公共工事などが減少してきてます。施工単価、労務費が引き下げられてきて、そしてその労働者の生活なんかは非常に不安定なものになってます。特に、建設業というのは、元請け、下請け、そしてまたさらに孫請け、こういった非常に重層的な関係の中で、また賃金体系も非常に複雑な状況の中で行われて

いることが多いのではないかなというふうに思っております。

ぜひとも、これらの問題についても、斑鳩町は模範的な立場で、やはり最低の賃金、そして労働基準法を遵守する、こういった姿勢に立つ事業者、またそういう方たちに入札に参加していただけるということも確立していただきたいというふうに思っております。それは、以前にも、入札の時に、私は経営診断の点数だけではだめですよ、今の時代そこだけ見るのではなく、その事業者がいかによい部分でどれだけ努力をされているかということも評価に加えていくべきであるということをお願いしたいと思います。

今、福祉に関係するところでも、官製ワーキングプアというような大きな問題が出てきております。行政にかかわる仕事をしていても、ワーキングプアが生まれてくるというような問題があると私は認識をしております。ぜひとも、斑鳩町みずからそういうことが起こらないような施策を展開をし、そしてそういう姿勢、態度を持っていただきたいということをお願いをいたしておきたいと思っております。

それでは、3番目の問題に移らせていただきたいと思っております。

3点目に挙げさせていただいておりますのは、生活保護の移送費、これは生活保護の中でも8つの扶助があるんですが、特にその中の医療扶助ですね、医療扶助の中の移送費、この打ち切り問題についてを今回挙げさせていただいております。

私の知っている限りでは、生活はぎりぎり何とか出来るけれども、えらい病気をしたので、なかなか生活でいっぱいいっぱい病院の費用が大変なんだというような状況の中で、生活保護の中でも特に医療扶助のみを取っておられるというような方も存在します。ですから、そういった方々につきまして、生活費の努力はさせていただいているものの、医療費は医療扶助を受けているんだけれども、こういう移送費の打ち切りなどという問題が起こってきたら、逆にまた生活の方の保護も、生活扶助もしていかなければならないような問題が起こってくるのではないかなというような矛盾を感じながら、この点について色々報道されているものを見てまいりましたが、現在、斑鳩町ではこの医療扶助の移送費をご利用になっている方はどのくらいあるのか、そしてまたその方たちの問題はどのように現在なっているのかということについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、生活保護の通院等の移送費の給付につきましては、この4月1日より改正されまして、これまで給付されていたものについても、改めてそ

の給付内容の適否が検討され、必要に応じて是正措置が講じられることになっております。

本年4月1日現在で、当町におきましては、医療費扶助の移送費といたしまして3人の認定があり、県福祉事務所におきまして改めて適否が検討をされているところでございます。

また、問題点でございますけれども、今回の改正では、給付の範囲が、一般的給付といたしまして、負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合をはじめ、離島等での疾病、医師の指示による緊急の転院、臓器等の摘出に係るものなどに改められたものでございます。

また、これ以外には、例外的給付といたしまして、身体障害等により電車、バス等の利用が著しく困難な場合、また僻地等により交通の負担が高額になる場合などが設けられておりますけれども、原則として福祉事務所管内の医療機関に限るものであるというふうに、例外的給付としては認められているところでございます。

町といたしましても、国、県に対しまして、判断基準や運用等におきまして十分な配慮をお願いしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この問題は、今年の4月1日、厚生労働省社会援護局長が、各都道府県知事や政令指定都市・中核市長あてに送られた通知にあるんですが、先般多額の不正受給事件が発生するなど、不正受給が疑われる事案や過大給付と思われる事案等が見受けられることやということを理由に、この移送費については、今、部長が説明されたような内容で、非常に大きく後退をさせるということがあるんですが、私、この通知読んでほんとに腹が立ったんですよ。

たしか北海道やったと思うんですね、恐ろしい金額の不正受給発覚した時に、私、何でこんな金額になるまでほっといたんかわけがわかれへんと、何でこんなことがまかり通ったんかわけがわからないと、担当は何をしてたんだろうかと、その時すごく思ったんですね。それが尾を引いてこういう通知にまたつながってきてると。あんな、ほんとに一部のタクシー事業者、一部の受給者、そしてそういう行政側のきちとした管理、運営が十分なされてないというようなところのために、全国にいらっしゃる多くの困っている方々にこんな影響が出るというのは、私は許せないなという思いで、今回、ぜひとも、斑鳩町には3件該当者いらっしゃるということですが、多分これからまださらに

この件についてはふえてくる可能性もあるのではないかというふうに私は思っています。

高齢化社会になってくる中で、周りに頼れる人がいない場合、自分の力でいかなければならない。けれども、重症の病気の場合、交通機関を利用して行けない。こんな方のために、この医療扶助の中の移送費を、中和管内やったらええけど管外やったらあかんみたいな、こんなことで支給がされない、支給出来ないという問題があったら大変なことだと思っています。

その点について、ぜひ中和へも町として声を上げていていただきたいと思いたいののは、中和管内にうまくその方の病気に当てはまる病院があればいいんです。けれども、私の知っている方は、血液関係の病気でした。血液のがんと言われるような病気で、高の原の病院に専門の科があるからそこへ行きなさいと言われてた。そしたら、専門あるからそこいいですよと、そこぜひ行ってくださいといっても、もうお金がなかったらそこへ行けない、専門科がない病院で管内で見てもらわなあかん。でも、管内の病院でも専門の科がなかったら、やっぱり専門の科の方へぜひとも、やっぱり少しでもよくなる見込みがあれば、また少しでも状態を維持出来る可能性があれば、本人が望めば、やっぱりそれはすべき問題だと私は思っております。

その時に、管内やないとあかんねとか、そういう色んな細かい状況をつけて検討して、そして切る、支給をしないという姿勢になること自体、私はやっぱり問題があるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひとも斑鳩町にとっても現在の3名の方、そしてまたこれからも、そういったなかなか移送、病院に通うのに大変な状態の方たちのために、やっぱり県の方へきちっと声を上げていていただく、その検討する時の個別の状況などもよく勘案していただけるように、町は積極的に働きかけていていただきたいと思いたいます。

そして、今、まさに県での検討中ということですので、また結果が出ましたら、私また担当の方から、ぜひともその3名の方どうなったのかというのをまた聞かせていただくようにしたいと思います。

それと共に、2点目に書かせていただいておりますが、これは特に生活保護との関係の中で、色んなその方の状況ありますけれども、他の制度との関係ですね、ここではとりあえず介護保険というふうに挙げさせていただきましたが、私としては他の制度、色んな制度ありますが、それらの制度との関係の中で何かリンク出来るものがあるのか、そういう打ち切られた人を救済する何か制度があるのかということで、私は町の方がその点

について何かお考えいただけるものがあるのかどうかということをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護保険の送迎とのリンクの状況についてでございますが、生活保護法では他法による扶助が優先して行われますことから、生活保護受給者で65歳以上の高齢者であって介護保険の要介護認定を受けている場合は、まず介護保険の通院等乗降介助を利用させていただくことになり、本人負担1割分は生活保護の介護扶助として給付をされます。タクシーの移送費につきましては、介護給付からは支給はされませんので、これはご本人のご負担となります。

また、障害者自立支援法によります障害程度区分の認定を受けておられる方につきましては、居宅介護におけます通院等介助のサービスを利用させていただくことになりまして、生活保護受給者の本人負担はございませんが、タクシー等の移送費については本人の負担となります。

介護保険と障害者自立支援のサービスの移送費については、いずれも本人負担となりますので、生活保護の移送費の給付の基準に沿って、対象となるかどうか判断されることとなります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね、今、部長の答弁にあったように、どの制度も、今、非常に厳しくなっている。そして、生活保護においても他の制度が優先されるということですので、そしてどの制度も使えない場合、生活保護で最低見ますよというような形になっている。その生活保護の中の医療扶助の移送費が打ち切られてしまうということについては、非常に厳しい状況であると思います。

生活保護は、これまで高齢加算やら母子加算やら、色々な中で見直し、見直し、カット、カットで、だんだんだんだん圧縮されてきている上に、ここまで来たかと非常に情けない思いでこの4月1日の通知を見せていただいておりますが、本当に、先ほど最初に申しましたように、そのことによって生活が出来なくなり生活保護の方でお世話にならなければならないというような状況になった時に、町はそういう方のご相談を受けた時に、中和福祉事務所の方に、さらに医療扶助プラス生活扶助を申請をしなければならないようになるんだらうと、またぜひともそれは門前払いではなくその相談に乗って、

生活扶助の方も取っていただかなければならないと私は思っておりますので、その関係の中で町として考えられるこの制度の状況、やっぱり直接住民さんの話を聞いているのは町ですから、やっぱり県の方へきちっと状況を説明して、その方たちが安心して病院にかかっただけのようにしていただきたいというふうに思っております。

生活保護につきましても、今、よそでは非常に厳しいと言われております。申請すらなかなか出すことが出来ないというふうに言われている中にありまして、私、ちょっと自治体労働者たちが調査したものを持っているんですが、奈良県の福祉事務所は、開始率が92.6%で、全国で一番開始率のいい状況になっております。こういうふうな実績を奈良県が持っている中で、ぜひとも、こういう国が変えてきたといえども、やはりその方、その方たちの状況に合わせて、そしてまた状況が変わった時には変わったような申請を出来るようにしていただくように、担当としては十分に留意をしていただきたいということを申し上げまして、この質問につきましてもは終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、4つ目の質問に入らせていただきたいと思います。後期高齢者医療制度についてでございます。

この制度は、私は根本的な理念が間違っているというふうに思っております。人道的にもあってはならない制度で、国際的にも例を見ない、こんな制度がよくつくられたものだと思っておりますし、官僚がつくった机上の空論が実現してしまう今の政治に危機を感じているということを最初に申し上げまして、順番に質問をさせていっていただきたいと思います。

まず、①点目に挙げさせていただいております無保険の状況をつくり出す危険性について。

これにつきましては、世帯主本人が今なお健保組合などに入っておられるという方も、全国的に見ますとあるんです。斑鳩町でもあるのかどうかはちょっと私はわかりませんが、その方が75歳になって無理やり健保組合などから脱退させられるわけなんですよね。

そして、その方は即、後期高齢者医療制度になるんですが、問題はその方の扶養家族なんです。健保組合とかに入っておられまして、家族もそこ入っておられるんですが、その家族が75歳未満である場合ですね、75歳の方は自動的にそっちへ行きますけども、家族の方は、後期高齢者医療制度には行かずに、そして健保組合などからは脱退し

ているわけですね。

その時に、私は、同時に脱退させられ、資格がその時になくなった人たちの受け皿は、やっぱり国民健康保険なんだろうと、そこに入ることになるんだらうというふうに思うんですけどね、そこに時間差が生じた場合、その時間差の間に医療機関にかかるような事態が起こった時に、無保険者とまでは言いませんが、無保険者と同じ状態になる。窓口で10割を負担して支払わなければならないという事態が起こってくると私は考えます。

そのことを解消するように、それぞれの保険者、そしてまた受け入れる側の国民健康保険の保険者である斑鳩町、そして斑鳩町に住んでいる住民に対して責任を持たなければならない斑鳩町が、この点についてどのように考えられ、そしてまたこういう危険性についてどのように少しでも解消出来る施策があるのかということについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 被用者保険の被保険者が後期高齢者制度に移行をすることになれば、被扶養者は、質問者がおっしゃいますように、従来の保険に継続して加入することが出来なくなります。このような方が他の社会保険、例えば子どもさんの会社の健康保険など他の社会保険の扶養となられるのか、またはおっしゃるような国民健康保険の加入を希望されるのかは、町としては把握することが困難であると考えております。被用者保険または事業者の担当者が、脱退時に無保険とならないように、国民健康保険の加入申請の勧奨も含めた配慮をしていただく必要があるというふうに考えております。

現在、町の窓口にも、そのような方が国民健康保険の加入申請に来られた場合、健康保険組合等が発行いたします資格喪失証明書等を持参されるケースもありますことから、被用者保険の方での配慮は行われているように思っておりますが、町といたしましても、被用者保険の資格を失われた方に対する国民健康保険加入の届け出の勧奨について、このような場合も含めまして広報や啓発をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） その人が選択をしたわけでもなく、自動的に75歳になって、そこで働いているにもかかわらず保険が変わってしまう。そのご家族についても、同じように突然そういうことをしなければならない。で、今、部長言われましたように、啓

発もしていくということですが、十分にやっぱり周知していただいて、窓口負担10割言うたらきついです、その病気にもよりますけどね、非常にきついと思います。ですから、その点につきましては、十分に何か工夫をしながら、町民の皆さんにもご認識を持っていただけるようにしていただきたいと思いますなあとというふうに思っております。

それと共に、私、この無保険をつくり出す状況の中で色々ちょっと見てまして、一つびっくりしてんのが、老健の時と違いまして、75歳になった途端、月の半ばであろうが何であろうが、誕生日来たら、その誕生日で切るんですよね、これ。私、ちょっとようわかりませんねんけどね。ちょっとびっくりして、入院中の例をとった場合にそういうことが起こりまして、入院中に誕生日来て、それで医療保険が変わったと。本人の意思にかかわらず勝手に変わるんですけれども、1カ月のうちにこっちの制度とこっちの制度を利用すると。医療費は、こっちでもかかってこっちでもかかって両方からかかって、そして医療には自己負担限度額というのがありますよね、国民健康保険でもあるんですけど。1カ月にこんだけの負担までは自己負担してくださいと、それ超えたらあれですと。そういうのも2種類、同じ月のうちにかからなあかんと。これ、ほんまにちょっと、制度そのものが理不尽な上に、事務レベルでも余り理不尽違うかなと思います。

ですから、無保険者みたいな状態になることも含めて、これ、ちょっと猶予、その月やのうてその翌月、誕生日の翌月の処理とかにならへんのかなということ、私、これちょっと無保険者の状態のことを調べてる中で強く感じたんですね。これらについても、これまでの老健制度とも制度違ってきてますし、ちょっと問題があるのではないかな、それで余計そんなことをしたら、無保険者の状態も余計つくりやすくなるのではないかなあと。準備出来ますからね、翌月てなったら、まだね。

ですから、これはどうしてもぜひとも、この制度の事務レベルの問題かもわからないんですけれども、翌月処理をしていただけるように、何とか町としてもそういう声を、やっぱり県や国に対してもそういう声を大きくしていくというふうな姿勢で対応していただきたいと思います。私たちも住民レベルで、余りにも月中ばで、誕生日来たからいうて途端にということであれば、本当にこういう色んな問題起こってくると心配してますので、住民レベルでも私たちも運動しますが、地方で、この斑鳩町の住民を預かる斑鳩町としてもこの医療保険制度を、徴収などの業務は町の責任、そして町に住んでおられる方たちの生活を守るためにも、この点については町としてきちっとした毅然とした態度で、信念を持って上へ声を上げていただきたいと思いますということを

ひお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、②つ目の負担増に関する厚生労働省調査の問題点についてということで挙げさせていただいておりますが、私、この通告書を出すまで、出した時にはまだそんなに報道されてなかったんですが、この通告出した後テレビですごい報道されまして色々なことを言われましたので、かなり色々な方たちがその報道を見られているというふうには思っているところなんですけれども、まずこの調査、全市町村に行っているというふうに言っておりますので、いつどのような形で行われたかということをお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この厚生労働省の調査につきましては、内閣総理大臣が、2回目の年金からの特別徴収までに実態を把握した上必要な対策を講じるよう厚生労働省に指示があり、それを踏まえまして、平成20年5月15日付の事務連絡で都道府県に通知、調査取りまとめの依頼がありました。

奈良県におきましては、県の保険福祉課におきまして、各市町村から報告をしている国保等の既存資料をもとに算定し、市町村分を一括して県が国へ報告する旨の連絡が町に5月の19日にあった次第であります。そのような形で、調査を県の方が一括して国の方にデータを送られたと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですよ、調査、5月15日付で来て19日に回答するという事なんですが、こんな、お年寄りがどないしたらええねやろうと迷うようなこんな制度をもう4月から始めといて、始めといてその後から、5月になってからこんな調査するというのも、まさしく厚生労働省のずさんさというものを感ずるわけなんです、こんな制度始まるずっと前にしとかんならんことやろうというふうに私は思っているんですけどね、それはそれといたしまして、そういう問題点があるという指摘だけはさせていただきますが、これは厚生労働省の問題です。

この調査の分析ですね、斑鳩町は、今、部長言われたように、厚労省から調査依頼来た件が、既に町が県へ上げている資料をもとに県が答えました。けれども、この調査の内容について、私は非常に、今、言いました、制度始まってからこんな調査すんのおかしいん違うかという気持ちと共に、調査の内容に大きな疑問を持ったわけなんです。

家族構成が4パターン、そして年金収入3パターン、掛けまして12パターンの調査

が行われているんですけれどもね、この12パターンのモデルの設定方法いかんで、この負担増の計算というのが高くも低くもなるんだらうなというふうに私は思ってますし、単身世帯で年金収入400万なんて、そんな世帯あるのかなと思うてちょっと私も、あるんやろうかと思うような世帯を調査の対象に入れて、もっと一般的にたくさんいらっしゃる層のやっぱり調査すべき違うかなと思いつつもこの調査の結果をずっと見てきたんですが、町としては、色んな世論あります、色んな報道もされてきてますけれども、この調査についての信憑性というのか、その点について、この調査をどういうふうに町は考えておるのか、このまま斑鳩町の皆さん方に当てはまるというふうにお考えになられているのかどうか、その辺も含めましてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） このたびの厚労省の調査は、4種類の世帯構成でございます。75歳以上の単身世帯、それから75歳以上のご夫婦の世帯、75歳以上のご主人と、それから75歳未満の奥様の世帯、そして4つ目には、75歳以上の高齢者と子ども夫婦世帯のこの4つの世帯構成と、それから先ほどおっしゃいました3種類の収入、年金収入が79万円のケース、そして同じく年金収入が201万円のケース、そして400万円のケースにおいて、要するに12パターンのケースで、それぞれ保険料の金額の比較が行われております。資産割につきましては、総資産割額を国保世帯で割った平均額を採用をされております。

勘案されていない世帯構成がある、あるいは資産割で平均額を採用しておりますために、固定資産を所有していない方であっても、国民健康保険税の資産割額が賦課されているようになっているとのことであります。地域により国民健康保険税の算定方法も異なります中で、保険料の負担の増減を比較しようとするのであれば、大枠としましては、一定の条件に係ります抽出調査は、方法として仕方のないことであるというふうにも思っています。

厚生労働省には、今後、条件設定などを明確にされまして、十分な説明をされる方がよいのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、聞いてましたら、部長も苦しそうな答弁やなあと思いつつも、私、でもやっぱりこれは地方から問題点は浮き彫りにしていかなあかんと思つてますよ。官僚は、さっきも言いました机上の空論、机の上で理屈ばかりで考

える。国会議員さんは、色々な政治的な動きなさっているようですが、地方の一人ひとりの住民の意見なんかなかなか聞こえてない。やっぱり、住民の意見が聞こえるのは市町村です。

ですから、こういう問題については、町は頑張ってもらわなあかんといつもいつも思っているわけなんですけれども、この調査の内容については、ぜひとも、これはこのとおりやと思わずに、追跡調査的に斑鳩町でも、出来るだけ、私、今まで国保関係でも言ってみてね、担当へ行って、所得階層別の世帯数でどれぐらいあんのんとか、そういう質問今までも色々した経過もありますが、システムの中にそういうのが入ってないから手で拾わんとそういう数字が出てけえへんとか、私、ちょっとびっくりするようなこと今までありまして、ええっと、えらいシステム変更するて高いお金払うて、いや、パソコンで賢いからそんなん簡単に、所得別で世帯数ぐらいぼーんと押したらぼーんと出てくるのかと思ってたら、そうじゃないということですので、追跡調査するのは大変ご苦労があるかとは思いますが、でもあんなふうにして厚労省みたいに7割が負担減やというて、官房長官も笑ってはりましたからね、私ちょっと違うやろというふうに思いますので、これらの問題点の中で、特に、さっき部長も言うてくれはりましたけど、資産割額、一定の額を、総額を世帯で割ってると。そやけど、全国的に見たら、資産を保有しない世帯が約6割ぐらいあるんだということですよ。

ですから、この1世帯当たり、国の調査では、1万8,973円を資産割として計算することにしてるんですけれども、これはあくまでもすべての後期高齢者が資産割を納めているという仮定の金額です。その金額で出てきたやつにプラスするわけですよ、資産割分ね。そしたら、実際に資産のない人が、計算した時に1万円の負担増になってたとしますね、保険料ね。1万円負担増になってますけど、そこへ資産割、無理やり資産ないのに1万8,973円つけられたら、その人負担増やのに、8,973円は負担減なんですよね。こんなことが起こっている調査なんですよ。

ですから、これは十分に、私たちも、斑鳩町の皆さんがどうなっているかということ、こんなもん厚生労働省のええかげんな調査で、ああ、そうかなんて思ってもらえへんなど、きちっと見ていかなあかんというふうに思ってます。

特に、最初に申しあげましたように、モデルの設定方法によって全然この負担の増減変わってくると。何か最初に7割程度減りますよて一番最初に官僚が言うて国会議員さん言うてはったその数字に無理やり当てはめたかのような結果が出る、69%いうてね、

結果が出るようなモデルをとって調査したんかなあて、私ら悪う考えたらそこまで思っ
てしまうんですけどね。

ただ、今後、これらの4種類の世帯構成全部合わせても3分の2ぐらいしかないんで
すよ。3分の1はここに当てはまらない。3分の1いうたら大きいですわ。ですから、
そのことも含めまして町もご認識を持っていただきまして、こういう調査でそうかとい
うのではなくて、実際個別に、都道府県別にも、この負担増になっているとか負担減に
なっているとかいう調査をして、東京23区だとか、色んなところでそれらの数字が出
ております。そして、厚労省が発表した数字とは全く違う数字が出てきているというこ
とを申し上げておきたいと思います。

それと、サンプル調査を、一人ひとりにお尋ねして聞く調査でも、民主医療連合とい
うところがやりましたら、どちらとも言えないという人も20数%おったんです。これ
は、国民健康保険に残った奥さんが、幾ら賦課されるかがまだわからないのでどちらと
も言えないという回答になってたんですが、そういうふうにしていきましても、やはり
非常に多くの方、5割近い方、45%ぐらいの方が高くなったとはっきりおっしゃって
いるというような状況もありますので、私たちもやっぱり斑鳩町の皆さんがどんな状況
になっているのか、これはきちっと検証していかなければならないなと思っております
ので、今後、担当におかれましても、先ほど申しましたように、システムは、非常にそ
ういうシステムになってないようなんですが、何かうまいこと数字拾えること出来ない
かと。担当には優秀な方たちがたくさんいらっしゃいますので、ぜひ斑鳩町の皆さんの
ためにも、それら実際の実態を出来るだけ正確につかむというようなことを今後やって
いっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そして、最後になりましたが、医師会の動向についてということで挙げさせていただ
いております。

医師会の方、断固反対と言って声明を揚げておられる医師会や、奈良県のように慎重
に対応しなければならないというふうな態度を示しておられる都道府県もたくさんある
んですけれども、奈良県では、この調査の結果を見ますと、71の施設で後期高齢者診
療料の届け出がなされておまして、全体の9.3%、内科診療所の総数の9.3%と
なっているという報道がございました。

そんな中にありまして、町内や、また近隣、そして奈良県の医師会、これらがこの点
についてはどのような考え方で今後どういう方向に進んでいくんだらうかというのは、

かかる側の患者にとっては非常に心配なことです。町が現在つかんでおられる医師会の動向などについて、わかっておることがあればぜひとも教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 奈良県の医師会ではこの診療料の取り扱いにつきましては、慎重に対処していこうとの考えを持っておられるというふうに聞いているところがあります。また、現在、町内の医療機関でこの届け出をされているところはないとも聞いているところでもあります。

この診療料につきましては、糖尿病や脂質異常症、高血圧性疾患、認知症などの医学管理、検査、画像診断、処理について、定額の診療報酬に包括されるものでありますが、厚労省によりますと、病状の急激な変化などは別枠とされ、必要な医療が制限されることはなく、また患者が希望しない場合は算定されることはないとしております。しかし、医療の現場で少なからず混乱が見受けられるのであれば、厚労省が医療機関や関係団体に対して十分な説明をしていただきますよう望むものでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この問題につきましても、町内は届け出をされていないという状況ですし、県下も他の都道府県に比べても届け出件数は非常に低い状況にはなっているとは思いますが、ただ、私、これらの報道を色々読んで一つ大きな矛盾を感じたのは、届け出をした医師は、後期高齢者診療料の取り扱いも出来るしそうでない取り扱いも出来るということになりますと、私、悪く考えれば、非常に診療にお金のかかる方は出来高払いにして、この人は低い推移でいけるなというたら後期高齢者診療料の方で見ると。どちらでも見れるというたら、そういうふうなことも行われる可能性も現場であるのかなと。今後、実際に出来高払い制完全に、もし、なくなるとしたら、病院の経営がしんどいから、大変な患者さん受け入れんのかなわんと、軽い方だけ来てください、うちこの方見れませんとか、今でも病院のたらい回し言われている中で、こんなことしてもうたらほんまにどうなるか、みんな生活本当に不安で仕方ないと思います。

何としてもこれは、皆さんの生活守るために私たちも戦っていかなければならないと考えておりますが、町におかれましても、この後期高齢者医療制度の、私、今、色んな問題提起しました。問題点挙げて提起させていただいておりますが、町民の立場に立って今後も行政にかかわっていただけるよう、県、国に対しても声を上げていただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目として、少人数学級についてですが、これまでも、35人学級、30人学級ということで少人数学級の実施を要望し質問をさせていただいてきましたが、その後の状況ということで、全国的にも少人数学級が広がってきており、今年度からは、奈良県内でも30人学級を実施されている自治体があります。

町内の状況で言いますと、前回の質問に対し、これまで斑鳩町内の小中学校では、各学校長が、少人数授業の方がより子どもたちへの指導がしやすいというふうに判断して少人数授業をやっているというふうに教育長の方から答弁をいただいています。これは、少人数授業と少人数学級、どちらも効果的であるが、あえてやはり少人数授業を選んでいるというふうに思っていますが、最近の全国的な研究動向では、学習集団としての少人数効果よりも生活集団としての効果の優位性について報告がされています。

これは、我が党の宮本県会議員が県議会での質問でも述べていますが、国立教育政策研究所によれば、生活集団としての少人数学級の効果が明確です。例えば、友達のせいで授業に集中出来ないとか、間違えた時に笑われたり冷やかされたなどのいわゆるネガティブな経験は、少人数学級ほど少なく大人数の学級ほど多くなっています。逆に、友達が困っている時に誰かが助けたとか、自分のクラスはまとまって感じるなどのポジティブな意見は、少人数学級の方が大人数学級より多いという違いが明らかにされています。これは、小中学校共に共通していると指摘されています。

また、鳥取県の教育委員会の調査では、学級人数が少ないほど、国語、算数共に正答率が高い傾向にある上に、教員に話しかける回数がふえた、子ども同士の関わり合いが多くなったなど、生活集団としての効果が学力向上に結びついていることが、教師だけ

でなく保護者にも実感されています。

山形県教育委員会の調査では、欠席の減少、読書の増加、保健室利用の減少が顕著であり、多くの校長先生が、学習と生活が相乗的に向上したと答えており、実際に平均で年間4.1日の欠席が3.0と大幅に減少しています。

このような結果から、同じ少人数でも学級規模を小さくしてこそ子どもたちが生き生きと学び成長出来ると考え、少人数学級についての町の見解をお尋ねしたいと思います。

まず、①として、今年度の学級編制の状況についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 平成20年度の斑鳩町立学校の学級編制についてでございますが、斑鳩小学校では、児童数740人ございまして、26学級でございます。このうち、特別支援学級が5学級ございます。それから、西小学校では、児童数371人で16学級でございます。うち、特別支援が4学級ございます。それから、東小学校では、児童数486人で20学級でございます。うち、特別支援学級が5学級。それから、斑鳩中学校では、生徒数482人で16学級でございます。うち、特別支援が4学級でございます。斑鳩南中学校の生徒数が292人で12学級でございます。特別支援が3学級でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、続きまして、今、状況等も報告いただきましたけれども、現在少人数指導ということで小中学校とも行っているというふうに思いますが、その際に、県から加配をされた教員を、使つてと言うたら言い方悪いですけども、で少人数指導を行っていただいていると思いますが、その少人数加配についてはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在、県の方から、少人数利用等きめ細やかな指導の実施に向けまして教員を配置していただいております。本町には、平成20年度で、斑鳩小学校に3人、西小学校に1人、東小学校に1人、斑鳩中学校に2人、南中学校1人、計8人の先生の加配をいただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、おっしゃっていただいた県から加配をされている先生、こ

れまでも少人数学級の質問の中で、現在は少人数指導で行っていただいています、少人数学級を行おうと思えば、学級の担任を持っていただくのに、県の加配の先生に担任を持っていただく。今、町としても町費で講師を採用していただいています、そういった方に担任を持っていただくことは決まり上出来ないということです、少人数学級を実現していこうと思えば、県加配の先生を充てていくという形になりますが、現在、これまで斑鳩町の保護者からも、中学校3年生の数が40人ぎりぎりになってしまう時に少人数学級の要望が出たり、また小学校1年生については、色々な幼稚園や、また保育園、さらには管外からも来られて、そんな子どもたちが小学校に入った時に、なかなか生活にもなじめない等の問題があり、やはりそうした中学校3年生や小学校1年生で少人数学級を望まれる声が強いです。そして、私も担当課の方でお聞きをしておりますが、現在の斑鳩町の小学校の1年生の学級編制についてどのようにされているでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 少人数指導と少人数学級につきましては、今、議員もおっしゃっていただいているように、以前からも同様でございますが、その担当する学校長の判断で、学校長がその学校に対して、少人数授業よりも少人数学級の方が効果が上がるという場合については、校長の判断でそういうふうになるようになってございます。

現在、斑鳩小学校と西小学校、斑鳩中学校、斑鳩南中学校で少人数授業を行っております。小学校では、特に算数あるいは国語の授業に活用をさせていただいております。中学校では、英語、数学の授業でティームティーチング、あるいは学級を2つに分けた少人数授業を実施いたしております。

現在、斑鳩東小学校の方では、今、申し上げましたように、1年生で少人数学級編制を行っております。これは、今年の東小学校1年生の全児童数が78人でございまして、これを規定では2学級で分けてまいります。そうしますと、1学級39人編制となります。それとあわせまして、特別支援学級に在籍する子どもがおりまして、その子どもが普通学級と一緒に勉強する場合82人になります。そうしますと、1学級当たり41人というふうなことがございますので、東小学校の1年生につきましては、少人数学級として3クラスで運営をいたしております。

これについては、今、議員もおっしゃっていただいているように、色々なことがございます。幼稚園、保育所から小学校に入学する移行期でもございますし、そうした時に、

子どもたちにとってやっぱり小学校という新しい環境に適応するための重要な時期でもあるというようには思っております。

最近、小学校に入学したばかりの1年生の教室では、これは全国的なことですが、集団行動がとれないとか、あるいは授業中に座ってられないとか、先生の話を受けないなどの状態が数カ月をわたって継続するというふうに言われています。そうしたことから、小1問題が全国的に報告をされているところでございます。

このような背景から、他の学年におきましても40人学級となる学級もあるわけですが、特に1年生について国の研究指定を受けながら、「少人数授業等きめ細やかな指導」を実施するために、教員配置により、2学級を3学級編制というふうにさせていただいております。

今も議員もおっしゃっていただいておりますように、生活習慣の指導が非常に効果があるということでございます。私たちは、生活習慣をしっかり子どもたちに身につけていただくというのは、家庭でのしつけが大事ではないかなというふうに思っています。やっぱり学校は学習する場所でございますので、出来るだけ早く学習の出来る態勢に子どもたちがなれるように、そういうものも学校としてしていかなければなりませんけれども、そういう45分しっかり座れる、あるいは人の話を聞けるというような子どもたちを、幼稚園、保育所の中で、あるいは家庭の中でそういうしつけをしていただくということが一番大事ではないかなと、そういうことによって学習の時間が多くとれていくし、早く学習の時間に入っていられるということもございますので、そうしたことも含めながらひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 教育長おっしゃっていただきましたように、家庭の役割というものとても重要だとは思いますが、小学校、中学校というのは、勉強を教えるところではありますが、子どもたちの生活面においてもやはり教えるべきこともたくさんあるし、子どもたちも学んでいくべきことがたくさんある、そういった生活の場であると考えてます。

そしてまた、問題というのは、色々いじめの問題等ともありますが、今の状況として、クラス崩壊などが起こったり、また逆に先生の方が精神的にまいってしまって長期欠席をされている、こういった状況が少なくない数全国的に報告をされています。これは、やはり学校現場での問題であるので、対処が必要になってくるかとは思いますが、

そういったところで、今、言われているのが、やはり40人学級では一人ひとりの子どもたちになかなか先生の目が行き届かない、また先生の方も対応しきれないという問題が明らかになってきていると私は思っています。

そして、こういう状況を改善していこうと思えば、少人数指導、少人数学級、2つのやり方が、今、研究されていますけれども、学習面だけでなく生活面でもやはり効果の報告をされている少人数学級編制に積極的に踏み出していくべきではないかと考えます。

今、東小学校で、今年度1年生の学級編制で少人数学級編制をされているということですので、私は、よくこれはご決断、英断をいただいたかと、よくやっていただいたなというふうに思っております。また、西小学校の方では、1年生の学級編制、これは1クラス約30人から31人になっているかと思えます。そして、斑鳩小学校では1クラス約34人、どれも1年生ですけれども、こうした数字になっており、この数字だけ見ますと35人以下学級、現実的にはそういう形になっているかなというふうに思うのですが、来年度以降もぜひ、入ってくる子どもたち、入学児童数等にもよりますが、今の小学校1年生のやはり問題も考えて、せめてこのラインは来年度以降も守っていただきたいというふうに思うんですが、今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今もおっしゃっていただいているように、県下では3市町で1年生の30人学級やっております。奈良市は、1～2年生を対象にいたしております。まだ県内の町村でも始まったばかりでございますし、十分こういったところについても研究をしていかなきゃならないだろうというふうに思っています。

ただ、35人学級というふうにした場合に、36人になればもう2つに分けるんだということになりますと、団体活動として本当にそれがいいのかどうか、17人前後のクラスで団体活動ということが出来るのかどうか。今、議員もおっしゃっている、生活面で団体生活になじめるようなクラス編制であるのかどうかということもございますし、そうしたことも十分検討をしながら将来については考えていかなきゃならないというふうに思っています。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ぜひ来年度以降も、少人数学級編制、色々検討はあるかと思いますが、学級編制という考え方で進めていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

また、奈良県下で3市町村今年度から30人学級を実施されていますけれども、奈良市と生駒市と大淀町と、この3つですけれども、市クラスになると実際にどういう状況かという、市がお金を出して教員を雇っているというふうにお聞きしています。ただ、大淀町については、斑鳩町と同じように、なかなか県と同じような年間の給与額で教員を採用するということは難しいと思いますので、この問題、根本的にはやはり教員の数をふやすことをやっていかないと少人数学級は実現出来ませんので、その点について財政面の難しさというのもあるかとは思いますが、やはりそうして先進的に取り組まれているところの研究も十分に行っていただき、なおかつやはり国や県でしっかりと財政的に予算配分もしていただいて教員を雇っていただく、これまでも斑鳩町からも要望はされていると思いますが、これまで以上にやはり国や県に声を上げていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、全国一斉学力テストについてお尋ねしたいと思うんですが、以前にも質問させていただきましたけれども、当時の中山文部科学相が競争意識の涵養を挙げて全国学力テストの実施を掲げたことから明らかなように、このテスト自体が競争教育を広げるものだという批判の声もありまして、また結果を公表することによる序列化というのも問題視をされてきました。

前回の質問で、斑鳩町はこのテストは実施をするけれども結果は公表しないという答弁をいただきましたので、結果の公表を心配していた点については少し安心をしましたが、全国的に見ると、このテスト自体に参加をしないという自治体もあり、私としても、文部科学省の言うとおりに必ずしも実施する必要はないのではないか、その時間をほかのことに充てることによって子どもたちにとってもためになるのであれば、そうした対応も検討いただきたいという思いを持っています。

また、導入後におきましても、そのテスト結果によって学校への予算配分が変わる、そういった自治体などもあるようなので、そこでは意図的に教師が答えを教えるという不正が行われたり、またテストのための勉強だけに授業時間が割かれる、こんな弊害も起こっている状況です。ただ、斑鳩町でそういった弊害は起こっていないというふうには思いますが、こうした弊害が起こるようなやり方で進める学力テストで、私は一体どれだけの効果があるのかなと疑問に思っています。

さらに、国はこのテストの準備に29億円と、昨年度の実施のための予算、これは6

6億円と、莫大な費用をかけていますが、私はそんなお金があるんだったら、テストに使うよりも教員をもっとふやす方が効果的だというふうに個人的には考えています。

導入後のそうした状況も踏まえまして、今回改めてこの全国一斉学力テストの目的と、それに対する町の認識についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 全国学力・学習状況調査の目的でございます。これは、国の方が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況をきめ細かく把握いたしまして分析することによりまして、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として実施されたものでございます。

次に、各教育委員会、各学校が、全国的な状況との関係において、みずからの学校の教育及び教育施策の成果と課題を把握いたしまして、その改善を図ると共に、そのような取り組みを通じまして、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、さらに各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握いたしまして、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることとでございます。

斑鳩町の教育委員会といたしましては、各学校におきまして、その結果により全国的な状況との関係におきまして、それぞれの学校教育及び教育施策の成果と課題を把握することが出来まして、学校で主体的に指導や学習の改善につなげるために有効であるというふうに考えております。

なお、平成19年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、教育委員会から各学校に対しまして通知するのみとしておりまして、公表は行っておりません。

また、学校長として目指したいことは、子どもたちがみずから考え総合的に判断し、表現し、行動出来る力を備えた自立した社会人の育成をすることとでございます。そうした目標を持ちながら、学校長は学校運営、あるいは子ども指導を行っているところでございます。

そして、必要と思われることは、課題を探求する活動を行うことで、みずから学びみずから考える力を高め、一つの方向で進むだけでなく、相互に関連し合って力を伸ばしていくこととと考えております。

さらに、習得、活用、探求を進める児童生徒を育成するために、まず1つとして、知識、技能を身につけること、その知識、技能を実際に活用する力を身につけること。ま

た、2つ目に、活用していることを意識させること。3つ目に、活用することを通して課題を探究し考える力を高めることとでございます。

以上の観点に立ち、一人ひとりの資料を分析し、一人ひとりを深く見詰めた指導に生かすことが大切というふうを考えておりまして、各学校長にそのように指導もしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それを行うことによってどのような効果があるのか、また取り組むべきかどうかという点では色々の声があるというふうに申し上げておきたいと思っております。

次に、全国一斉学力テスト、これは昨年度から実施をされていると思っておりますが、斑鳩町での、昨年度も含めまして今年度の実施状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この全国学力・学習状況調査につきましては、19年度から実施いたしております。19年度は、4月24日に町内すべての小中学校で実施いたしました。結果につきましては、教育委員会から学校を通じて児童生徒に個人票を配布いたしております。個人票には、個人の各設問についての正答状況と各設問についての全国平均正答率が記載されております。これは、自己分析が出来る形となっております。なお、個人票に順位に係る事項の記載はございません。

各学校では、平成19年度の調査結果を生かしまして、それぞれの課題に応じて、補充学習等の個に応じた指導を適切に実施したり、家庭学習の課題を適切に与えるなど、基礎的、基本的な学力の定着に努めたところでございます。

また、20年度の全国学力・学習状況調査につきましては、4月22日に実施いたしました。本町におきましては、2小学校、2中学校で実施いたしました。小学校6年生、中学校3年生を対象といたしまして、調査対象の科目は国語と算数、中学校は数学でございます。それぞれ知識に関する基礎的な問題と、知識や技能を活用する応用的な問題に分けて調査をされております。小学校は、1時限から4時限まで、中学校は1時限から5時限まで、休み時間を挟みながら実施いたしております。最後の時間には、質問用紙によるアンケート調査で、学習意欲、学習方法、学習環境、それから生活諸側面等を調査いたしました。

当日、感染性胃腸炎で集団感染によります学校閉鎖をいたしました斑鳩小学校では、

4月28日に延期し実施をいたしております。出題問題等については、既に新聞等で報道されていましたが、全国的には調査統計の対象とはなりませんけれども、児童個人のデータとして戻ってまいります。現時点での個々の児童の状況を把握出来、それを指導に生かす資料となり得るものというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 斑鳩小学校は、おっしゃっていただきましたように、やはりほかの学校と同じ日に出来なかったと。前もってというか、既にやられているテストについては、公表されて、28日に斑鳩小学校でそのテストを受ける子どもたちの中には、答えまで知っていてそれを受けるということもあって、どれほどの効果があったのかなという点については、保護者からもやはり疑問の声が上がっています。学校閉鎖になったのはしょうがないですけれども、さらにその閉鎖になった2日間でやはり授業がおこなわれていると思いますので、それを取り戻すという点についても、公表されてしまっているテストを受けるよりは、やはり授業の時間に当ててほしかったという声も聞いております。この学力テスト、今、お聞きすると、やはりほぼ丸一日かかるという、なかなか時間もとってやっておられるもんですんで、その点については、やはり今後の取り組みの中でも十分に検討をいただきたいというふうに思っています。

それでは、③点目の今後の取り組みについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、議員おっしゃっているように、斑鳩小学校で延期してやって効果があるのかということでございますが、これは確かに解答も出ておりますし、子どもたちも見ている部分があるだろうというふうに思っています。それは、あくまでも自己採点していただく時に、見ている者あるいは何も見なかった者の採点は、自己による意識の問題であろうかというふうに思っています。

これにつきましては、今も申し上げましたように、やむ得ず4月28日に延期をして実施をさせていただいております。教育委員会として、斑鳩小学校では、全国学力・学習状況調査を実施することによりまして、全国的な平均正答率に比べ各個人や学校の学力、あるいは生活状況の傾向をつかむことが出来るのではないかとこのように思っています。今後の学習指導や、あるいは生活指導に役立てることが出来るというふうに考えております。そうした考えから4月28日に実施したものでございまして、基礎的、あるいは基本的な学力の定着に努め、個々の児童生徒をより伸ばしていく方向につなげて

まいりたいというふうに考えております。

なお、授業がおくれているということでございますが、斑鳩小学校におきましては4月21日、22日の休校分の授業につきましては、5月以降の特別指導時間を学習指導に切り替えて補うことといたしております。学習時間の確保を行っているところでございます。そうしたことを学校長から保護者にもお知らせをさせていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私の問いに対しては、これまでどおり実施をしていくという考え方であったのかなというふうに思いますが、私としても色々疑問な点も持っております。また保護者からも声を聞いていますので、やらないという選択肢もありますので、そのことも含めまして今後検討をしていただきたいということを、今回は要望にとどめておきたいと思っております。また時期を見て質問をさせていただこうかと思っております。それでは、この質問は終わります。

次に、職員研修についてお尋ねをしたいと思います。

職員研修につきましては、職員の資質の向上のため様々な分野において毎年研修を行っていただいていると思います。この研修を行うことによって、住民サービスの向上につながるものについては積極的に行っていただきたいというふうに思いますが、ただどこにどのような研修に行くのか、どのような効果があるのかという点で、昨年町の職員が参加された研修について、町民の方からも疑問の声が上がっている件があります。

私も住民さんから言われて初めて知ったんですけれども、昨年の11月に2泊3日の体験入隊という形で、航空自衛隊奈良基地に3名の職員が研修に行っているということが、航空自衛隊奈良基地のホームページで紹介されていました。それを見まして、なぜ斑鳩町の職員が自衛隊に職員研修に行かなければならないのかと強く疑問に感じました。

私は、斑鳩町は世界文化遺産の法隆寺をはじめ多くの文化遺産を持つ歴史的なまちとして、平和な施策こそ研究実施すべきであると考えています。例えば、日本非核宣言自治体協議会、こういうものがありまして、2008年の5月1日現在で、1県148市6区74町10村の計239もの自治体がそこに加盟しています。斑鳩町は非核平和宣言をされていますが、ここには加盟されていないと思います。ちなみに奈良県では、奈良市と大和高田市が会員になっていました。

その協議会が毎年大会を行っているのです、あくまで一例としてですが、そこに研修と

して職員を派遣し、全国の平和宣言自治体と交流して、先進的な取り組みは学び持ち帰って町内に平和行政を行き渡らせると、こういった研修であるならば、むしろ斑鳩町は積極的に行うべきであると考えます。

しかし、そうした観点から、国を守るためとはいえ、戦争をしたり敵を殺すことを任務とする軍隊である自衛隊に、町民の生活と権利を守ることを本旨とする自治体の職員を派遣体験させるということは、地方自治の精神からも反していると考え、今回質問をさせていただきました。

まず、町はどのような目的で職員研修として自衛隊に体験入隊を行ったのか、またなぜ職員の研修先として自衛隊を選んだのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、自衛隊への体験入隊の理由及び目的でございます。

現在、地方公務員に求められる職員像といいますのは、少子高齢化、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等、大きく変化する社会経済情勢への対応はもとより、最近では阪神淡路、新潟県の中越地震、大雨による洪水被害等予期せぬ災害が発生していることから、とりわけ危機管理に対する強い意志を常に日々持つことを強く求められているところでございます。

こうしたことから、斑鳩町職員人材育成基本方針の人材育成方法の一項目でございます職場外研修として、規律正しい組織である自衛隊を研修場所として、集団行動等を体験することによりまして、斑鳩町役場という組織においていかに行動すべきであるか、また非常時におけます危機管理体制への意識の向上を図るために実施したところでございます。

なお、先ほどご質問の中で、自衛隊は戦争をする組織ではなく、あくまでも防衛省という組織の中で国を守る組織として組織されておりますので、あえて答弁の中に入れさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 規律の正しさと集団行動の正しさを学ぶことを目的にされているということですが、それであるならば別に自衛隊じゃなくてもいいのではないかと、なぜ自衛隊なのかなという点と、さらに実際に体験入隊をして行った内容ですね。ホームページを見ますと、このように写真つきで載っておりまして、研修内容については、基地内にある外来宿舎に滞在して隊員と寝食を共にしました。主な教育内容として、

基本教練、サーキットトレーニング、防衛教養、銃剣道等を行いましたというふうに書かれてあるんですけども、この内容についてどのような内容であったのか、またその効果としてどういうものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 研修内容についてでございます。

2泊3日の宿泊訓練で、他の職場からの研修生と一緒に、団体生活を通しまして、自衛隊の日々の危機管理に対します訓練の一端を経験したところでございます。

昨年度実施した研修の効果につきましても、参加者の感想文の一部を紹介させていただきますと、「朝6時から夜10時までしっかりと組まれたスケジュールを全員で一つずつこなしていくことにより、集団生活、活動の難しさと楽しさ、それと時間を大切にしなければならないということを学びました。そして、体力トレーニングでは、健康を保持するためには、毎日体を十分に動かす必要があることを感じました。」「この体験入隊において、本来の自衛隊における訓練とはほど遠いと思いますが、団体行動における統率や機敏な行動、はきはきとした言動というものは、地方公共団体におけます災害時対応において必要なものであり、実践すべきものであると感じました。」また、「災害時発生時においては、その初動がいかに迅速で的確な体制で機敏な対応が出来るかにより、その被害を最小限に抑えることができるかどうかの鍵を握っていると思うからであります。また、状況報告においても、はきはきとした声で必要最小限の言葉により報告を行うことで、次の指示も行いやすく、団体・組織の行動において緊張感も持続出来るものであると考えるからであります。あと、私たち公務員というものは、全体また住民の奉仕者であります。年々同じ部署で業務を続けることでマンネリ化が起き、業務においても緊張感がなくなりますが、毎日このような体制の中で生活を行うことにより、張り合いが出来、毎日が新鮮な気持ちで過ごせるのではと考えるところではありますが、自分なりにこの緊張感、新鮮な気持ちを持続出来るよう努めていきたいと思っております。」という感想がございました。

以上のように、連帯意識の向上や災害時の対応に必要な機敏な行動やはきはきとした言動を学ぶことが出来、貴重な体験が出来たとのことでした。こういうことから、非常に効果はあったものと認識をいたしております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 主に、答えていただきましたが、私、このホームページを見ま

して気になったのが、ここに書かれています「防衛教養」とはどんなことなのか。また、「銃剣道等を行いました」と書いてますけど、この銃剣道の銃は拳銃の銃ですね。こういった書き方をされていて、やはり、それは住民さんがこれをぱっと見たら、何でこんなところに行ってどんな研修をしたんやというふうに疑問に思うかと思うんですけど、それについてはどういった内容であったのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、1点目につきましては、自衛隊の組織についてのご説明があったということでございます。

銃剣道につきましては、そのホームページに載っておるとおりでございます、実際に一度体験してみるということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 部長、今の言い方ですと、体験するて、銃の体験もされたということですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 銃剣道を手に持ってみてということでございます。実射はございません。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、実際に銃を手に持ったという体験もしたということですね、そしたら。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 銃剣道でございますんで、それを持ってみたということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ここの写真では、これ剣道をしている絵かなと思うんですけども、剣道を体験するのと、実際に撃たなくも銃を持つというのとは全然違うと思うんです。そこのところを聞きたいんですけども。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 銃剣道は銃ではなくて、よう戦争映画見たらありますよ、あれを一度持ってみるということでございますんで。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、私の思い過ごしであったのだろうということですが、自衛隊に体験入隊で研修に行くということは、町が思っておられる日々の団体行動の規律の正しさとか、また災害時の対応というふうに思って研修に行かれたのだというふうには思いますが、しかしこちらの方が意図している目的と、そしてまた自衛隊の方がどういう研修を行いましたよというこのホームページの宣伝内容というのに食い違いがあるのではないかというふうに思います。

そしてまた、やはりそれを見られた住民の方からも疑問の声が上がっており、さらに最近の自衛隊を巡る情勢、今、名古屋高裁でイラク派兵が憲法違反という判決が出ています。そして、これに対して自衛隊の最高幹部が、関係ねえなどと司法の判断を無視する態度をとっている。さらに、イージス艦「あたご」の漁船衝突事故で、軍事優先の自衛隊の体質に国民的な批判が巻き起こっています。また、守谷防衛省前事務次官の汚職問題が大問題となり、軍需を巡る政官財の癒着の構図が明らかにされつつあり、さらには自衛隊の国民監視コード、これが明らかになって国民的な批判も起こっています。さらに、奈良基地の基地祭に際しまして、戦闘機が住宅地や世界遺産の上空を低空飛行することに県民的な抗議行動が起こっているなど、こうした自衛隊を巡る情勢がある中で、単に災害時の対応、また危機管理、そして集団行動の規律を学ぶために自衛隊に体験入隊を行ったという、町はそういうふうに考えておられますが、それだけでは済まない、住民からしたらこうした政治的な問題も含めて見られるというふうに思うんです。

そういったところでは、やはり住民から理解をされない、そうした状況もあるかと思いますが、こうしたことから考えまして、斑鳩町としてこの職員研修、自衛隊に体験入隊をするということは、今後、私は行うべきでないというふうに考えますけれども、これについて、政治的な判断等も求めたいと思いますので、町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員は、それはそういう立場でものをおっしゃいますけども、やはり5月11日の大和川の近畿地建が行われた総合防災訓練におきましても、やはり自衛隊、あるいは機動隊、あるいはそういう訓練等、地元からも、目安の自治会の皆さん方があの橋を渡る時に自衛隊が誘導をするように、やっぱりそういうことから連携をしていかないけないと。

特に、これは大きな問題は、やっぱり阪神淡路の震災の時ですね。あれほど皆さん方

が自衛隊について感謝をし、そしてこれからもやっぱりそういう点については大いに協力をしていこうというやっぱり姿勢でございますからね、何も戦争につながるとかそういう戦争がどうかと。誰しもがやっぱり世界平和を願ってやっていますし、行政についても、昭和60年（1985年）には、斑鳩町の非核平和宣言をやっていますから、木澤議員の立場に立ったら、我々もそういう中で、特にそういう非核の関係等についての、斑鳩へ行進に来られたら、やはり広く門戸を開いて出迎え、そして見送るという姿勢に立っておるわけでございますから、そういう立場から、私はやっぱり自衛隊というのは、そういう角度よりも、いかに何か起こった時に、我々はいち早くそういうものに駆けつけていただいて、そしてやっぱり住民との連携というのが一番大事ではないかな。災害、あるいはそういう生活安全を守っていく、安心と安全なまちづくりには、私はやっぱり欠かすことが出来ない。

そういう連帯意識の中で、私は職員が今後ともそういうことで、希望する職員、あるいはまたそういうことで、そういう研修をしたいという職員については、大いにそういうところに派遣をしていって、そして勉強をしていただくことが一番大事ではないかなと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、自衛隊が国民を守る、災害時等ですね、今、そうしたことは当然のように行われるべきであるというふうに考えますが、今、やはり自衛隊を自衛軍にしようと、国会でそんな動きもある中で、情勢的に見て今の時期に、自衛隊に体験入隊をするということを住民が果たして理解されるのかという点については、私は問題があるというふうに思います。

さらに、少し研修について。研修については、町の方で提案されて、どの職員さんということで研修に行ってもらおうということを決めているのだと思いますが、例えば職員がそれを拒否をするといった場合には、それが出来るのか、また拒否をしたらどうなるのか、このことについても確認をさせていただいておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 職員研修につきましては、どの研修でも同じでございます、仕事の都合上がございます。ですから、例えば課長補佐、もしくは係長研修があれば、各個々にこういう研修があるということで、本人の意向は確認しながら研修に参加をしていただいております。

それと、もう1点、先ほどから木澤議員、住民のご理解、ご理解と言われております。やはり、防衛省という中に自衛隊はございます。そういう組織がある限り、やはり大多数の住民の方のご理解を得られることと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 自衛隊の存在自体が色々議論がある中で、私はやはりこれまで意見を申し上げてきましたので、繰り返し言いませんが、住民さんの中にはそういう方もいらっしゃいますんでね、実際に、そのこともよく配慮して今後検討をいただきたいというふうに申し上げまして、この質問は終わります。

次に、4つ目の質問ですけれども、憩の家の運営についてということですが、現在、町内に東と西、2カ所に老人憩の家があります。そこでは、趣味や交流をしに来られたり、またお風呂に入りに来られるなど、高齢者の憩の場としてたくさんの方が利用をされています。さらに今後高齢化が進む中で、老人憩の家の役割や必要性はますます高くなっていくことが予想されます。

そんな中、町は高齢者も含め全町民の生きがい、健康づくりという点から総合保健福祉会館を建設し、今年の9月にオープンが予定されています。この総合保健福祉会館につきましても、今後、本当に町民の皆さんすべてに利用していただけるような取り組み、施策の展開が求められるところですが、この総合保健福祉会館が出来たことによって、今後、老人憩の家の運営についてはどのような影響があるのか。

私は当時議会にいませんでしたが、先輩議員にお聞きしたところ、以前にはこの総合保健福祉会館の建設に合わせて老人憩の家は廃止する方向での議論もあったというふうにお聞きしています。現在の老人憩の家については、建築からかなりの年数がたっていたりして、現在、利用されている方からも、設備面での改修や改善を求める声があります。

町が平成18年3月に策定した第3期の斑鳩町介護保険事業計画、老人保健福祉計画の中では、短い文章と共に最後に、今後とも利用の促進を図りますと書かれていますが、現在のそうした状況も踏まえまして、町はこの老人憩の家の運営について、今後、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今後の老人憩の家の運営の考え方についてであります。この施設は、現在も高齢者のふれあいの場として多くの方にご利用をいただいております。

今後も引き続きその設置の目的であります高齢者の教養の向上、レクリエーション等の場の提供を通じ、高齢者の心身の健康の増進を図ってまいりたいと考えております。

ただ、西憩の家、東憩の家の両施設とも、開設されて25年以上の年月がたち、両施設の設備についても老朽化が進んでいるところではございますが、今後も憩の家の運営につきましては、利用者や運営委員の方々からご意見をいただく中で、改善出来るところは順次改善をすることにより、出来るだけ長く両施設の維持管理に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 継続して運営をされていくということですので、やはり利用者が安心出来るように、運営面や設備面においても対応をお願いしておきたいと思っております。

さらに、その次の質問として、設備面についてですが、憩の家に設置されているお風呂のことですが、東と西、どちらの憩の家にもお風呂が設置されており、これは設置された時期についてはほぼ同じだと思うのですが、どちらもかなりの年数がたっていて、改修が必要になってきている状況かと思っております。

それで、東憩の家については、今年度既に386万1,000円の予算を組んでおり、お聞きしますと、ボイラーの改修を行うというふうに聞いておりますが、しかし西憩の家のお風呂の状況についても、入っていてお湯を出していると突然水になってしまったという状況をお聞きしています。

そういった状況がある中で、町の方にも改善を求める声が届いているかと思っておりますが、それについて町として現在どのような対応をさせていただいているか、また今後どのように対応をしようと考えているかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この東憩の家、西憩の家は、神南あるいは稲葉車瀬等の関係の処理場の関係で、そういう地元要望から西の憩の家をつくらせていただいた。そしてまた、高安、高安西、幸前、あるいは睦の関係等において、東の憩の家をつくったわけでごさいます。当初はそういう関係で出発をしております。現状はもう全地域から東、西をご利用をいただくということで、かなりふえてきておる現状でございます。

そういう中で、以前から、今、木澤議員も申されたように、先輩の議員さんの中で、とにかく町としては、東里のところいきいきの里をつくる時に、この東・西憩の家をどうしていくんか。そういうことも十分考えていかなかったら、やっぱり老朽化が進ん

でいく。そして、部分的な修理はしても、結局最終的には大きな修理になってくると。今、380何万でございますけども、また西の憩の家もボイラーをかえていくとか色々そういうことになってきますと、そういう問題があるということでございますから、いずれは私はやっぱりこういう問題については、年数から考えまして、やっぱり地元の憩の家運営協議会、協議委員さんとか色々な方々ともご相談申し上げて、どうあるべきかということをもう一度考えていかなかったら、いつまでも、これ継続継続と言いますけども、しかし現状的にはやっぱりもう老朽化していることは事実ですから、そこらのことも十分考えながら、今後そういう問題については、運営協議会の皆さんとも、またあるいは議会ともご相談申し上げて、このあり方というものを、やっぱり経費から考えますと、かなり建て替えるとか、あるいはそういう部分的な修理ばかりしていったらだけの金を費やすのかということを考えますと、やっぱり将来的なことを考えたら、私はやっぱりそういう検討委員会でも立ち上げてやっていかざるを得ないと。

ただ、地元の補償ですから、そういう問題について補償はクリアせよということになってくるということもございますけども、何らかの方向でやっぱり検討委員会でもつくっていくことが大事じゃないかなと思っております。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） シャワーの故障の状況でございますけども、西の憩の家のシャワーカランから給湯においてお湯が出ない状況になる場合がございます。これにつきましては、その原因を現在さぐっているところではございますけども、本来西憩の家の給湯システムは、開設当初はソーラーシステムとボイラーにより貯留槽にお湯をため、そこからシャワーカランに給湯をしていたのでございますけども、10数年前からはソーラーシステムと貯留槽が機能をしておらず、ボイラーのみでお湯を沸かして給湯をしております。そのため、ボイラーの出力から計算をいたしますと、シャワーカラン5～6カ所の使用が限界であり、利用者が一度に利用された場合には、シャワーカランから排出されるお湯の量がボイラーの出力を超え、安定したお湯が供給出来ないのではないかと現段階では考えております。

今後、憩の家のお風呂を利用される高齢者の方々に快適にご利用をいただきますよう、一日も早く原因を特定し、今後の給湯方法も検討した上で修繕等を行い、利用者にご不便をおかけしないように当面は取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 実際に使っておられる方が、これから夏場にかけてはいいでしょうけれども、冬場に向けてお湯が急に水になってしまって身体に影響を及ぼす、害を及ぼすということになってしまっただけでは、これはえらいことになりますので、その対応をお願いをしておきたい。

そして、今後のことにつきましても、やはり運営委員会も持っていただいて運営をしていただいていますので、今後の状況につきましては、よくよく運営委員さんと相談をしていただきたいというふうをお願いをしておきまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず1番目の質問をさせていただきます。

神社の管理についてでありますけど、管理責任の及ぶ者の範囲、及び維持管理の負担義務の及ぶ範囲ということで通告させてもらいましたけど、氏子並びに崇敬者の特定されていない現行組織で補完出来るのか、または出来ているとすればどのような根拠があるのか。これは、斑鳩町が文化史跡のまちであるということで、こういう昔からの古い建物を維持していくのに、どのようにこれから維持していけばいいのかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 神社の管理についてのご質問でございます。

神社につきましては、宗教法人でございますので、町が直接関与出来ないと考えておりますことから、一般的な考え方についてご答弁をさせていただきます。

神社用地の所有権につきましては、何々神社として登記されていると認識しておりますので、神社の維持管理につきましては、一般的に地域の氏子等によって通常の管理をさ

れているものと考えております。

また、神社の社殿等の維持管理に伴う保存修理等につきましては、その建造物が国または県の重要文化財の指定を受けていない場合については、補助制度がないことから、管理されている氏子等で保存修理されているのが現状でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 宗教法人の場合は町の方が関与出来ないということでありまして、全く関与してないということはないと思いますんですけど、非課税の位置付けとか、その辺を説明していただけたらと思いますけど。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 固定資産税の非課税の範囲につきましては、地方税法の第348条第2項第3号によりまして、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」と定めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでありましたら、将来的に神社の保存についてでありますけど、地域の氏子さん、崇敬者の方が管理出来なくなった場合、町としてこれから将来どういうふうにしていかれるのか、考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 文化財保護の観点から、将来的にはでございますけども、関係機関等と協議いたしまして研究する必要があるとは考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、出来るだけ町の方、ご協力いただいて、地域の神社仏閣を、また将来的には建物などを、町の指定物件は今ありませんけど、出来ましたら保護していくようにしていただきたいということを要望させてもろうて、2つ目の質問に行かせていただきます。

第2番目といたしまして、三代川の改修に伴い県道天理斑鳩線についてでありますけど、昨日私が郡山土木に行かせていただきました時に、計画図が、前の一般質問の時にないと言われてたんですけど、行ったら県の方で作成されていることが、私がいただきましたんですけど、これが斑鳩町として協議してかいた図面であるかどうかということをお聞きしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 三代川改修の計画図面ということでございますけども、JR法隆寺駅の踏切がございますが、あの南側については、そういった計画図が出されておることについては承知をしております。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、実際、私が三代川の周辺で開発の許可を受けに行った時にいただいた図面というのは、どういうふうな経過を経た図面なんか、その辺は斑鳩町の方でおわかりですか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、質問者お聞きいただいております場所でございますけども、それがJRの踏切より北側ということでございましたら、そういったことについては、町として関与しているかどうかにつきましてですけども、特に聞いておらないのが実態でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、今、いただいている図面は、斑鳩町は全く知らないということですけど、郡山土木に行ったらいただけるということで、この辺がちょっと、町と県の方で調整がとれてないのかなと思うんですけど、今後、郡山土木の方に町の方からも、指導いうたらおかしいですけど、意見の方を言っていただいて、より安全で安心出来る川の改修に、または町道ですか、私が言っているのは踏切から北側のとこで、私がいただいた図面は、西本牛乳さんの橋から福德自動車さんの手前のとこまで240メートルの区間ですけど、そこに矢板を打って真ん中に歩道を設置するような図面をいただいたんですけど、そういう真ん中に歩道があるようなところは、両サイドから歩行者の方が渡って、真ん中を歩いて、また渡って外へ出ないといけないというような、かなり安全とは言えないような図面だったんですけど、このような図面というのは、斑鳩町は関与されてないということですので、また私の方も県の方へ確認しますが、斑鳩町の方も十分郡山土木と検討していただいて、また地元の方へも十分な説明していただきたいと思います。

それで、3番目の質問に行きたいと思います。

第3番目に、交通安全対策についての質問であります。今回、私は、斑鳩町全域における交通安全対策上改良改善が必要と思われる箇所、すなわち歩道、ガードレール、カーブミラー、信号機等々の設置や、また極端に狭い箇所の改良、それぞれの維持修繕

が必要な箇所がどれくらいあるのかという質問をさせていただこうと思ったのでありますが、よくよく考えてみますと、町内を通っております国道、県道、町道、そのすべてが合わせて、それぞれの交差する箇所すべてが、より安全性を確保する上でその手だてが必要なのではないかと思うように至りました。余りにも漠然とした抽象的な質問になってしまいそうなので、少し観点を変え、特に安全対策の何らかの対処が早急に必要だと思う箇所、私の目につくところですけど、2カ所に絞り質問をしたいと思います。

まず1点目は、国道25号線と県道天理斑鳩線の交差点、国道25号線中宮寺前の交差点ですけど、改良計画についてであります。

この交差点は、県道側、すなわち吉岡医院さんの前が特に狭くなっておりませんが、県道から右折、右折左右、国道に出ようとする車両などが信号待ち停車をしておりますと、国道から県道に進入しようとする車両が対向出来なかつたりすることが頻繁に起こっております。あわせて、ここはバス停留所から近いということもありますし、JR法隆寺駅への通学路の自転車、バス、バイクや歩行者などの交通量も大変多いところであります。

私は、常々この交差点の改良の必要性を考えておりました。本年2月18日に、この交差点の西南の角の住宅で火災が発生しました。現在もその建物は火災当時のままであります。近々建物所有者が解体整理されるという予定を聞いておりますが、この際町としてこの所有者に協力を求め交差点の改良を図るべきではと思っておりますが、町の考え方はいかがでしょうか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） この国道25号の中宮寺前交差点につきましては、現状として、質問者のおっしゃるとおり、県道天理斑鳩線の道路幅員が狭く、交通量も多くて、その上路線バスも通行していることから、車の対向が困難な状況でございまして、交差点改良が必要であるという認識をしているところでございます。

今日までも、この交差点の横の地権者の方に対しまして用地のご協力をお願いをしてきた経緯もあったというふうに聞いておりますが、質問者もおっしゃいましたように、火災という事故もあったこともございまして、今回こういった状況の中で地権者の方に改めてお願いをしているところであります。

現在のところ、まだ協力を得られていないという現状でございまして、今後も引き続き県と連携を取り合いながら協力を得られるよう努力をしてみたいというふうに考

えております。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 出来ましたら、早く調整していただいてご協力いただけたら、交通渋滞もなくなりますし、一步でも近くに安全なまちというか安心して、通学路、通勤路になってますんで、その辺もどうぞよろしくお願ひしたいのと、もう1点なんですけど、東側の水路ですか、ちょっとあこだけが、あとはずっと次の交差点まで蓋してるんですけど、あこだけがあいているのはなぜかだけお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 当該用水路の管理上の問題というふうに聞いております。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。あこも蓋が出来たら一番安全だと思いますんで、その辺またどうぞよろしくお願ひします。

続きまして、2点目であります。県道大和高田斑鳩線と町道416号線の交差点、スーパー万代の前ですね、北側交差点ですけど、交通安全対策についてご質問させていただきます。

この交差点の安全対策については、交通事故が頻繁に起こっている状況や、地元自治会関係者などから信号機設置の要望が提出されていることを受け、さきの19年12月定例会において同僚の小林議員も質問されてましたが、今回私はこのことについてより議論を深めたく町の考え方を尋ねてまいりたいと思います。

当該交差点の信号機設置要望書には、地元自治会長をはじめ1,170名の署名を添えて、平成19年5月17日付で西和警察署を經由して奈良県公安委員会に対し提出されております。また、県道管理者である奈良県郡山土木事務所並びに町道管理者である斑鳩町にも、その副本が届けられております。

その要望書の内容は、頻繁に起こる事故に対する憂いや地元周辺住民の生活上の安全安心確保の気持ちを込めたものであることは、ご承知のとおりであります。

この要望書を受けて、県警察交通規制課、西和警察署交通課、地元自治会長をはじめ関係者が、平成19年7月30日に現地確認の立ち会いを行っております。私も同席いたしておりました。

この時に、県道西側の町道416号の幅員が狭いという問題が提起されました。それを解消すべく、地元自治会としても、近隣地権者や水利管理者に理解と協力を求める努

力も重ねております。

さきの小林議員の質問に対しては、当時の都市建設部長の答弁は、斑鳩町としても、20年度信号機設置要望を提出しているが、実現に至るまでには非常に難しい条件があると考えているということにとどまっております。

そうした間にも、平成19年11月13日夜間に、県道を西に横断しようとした近所にお住まいの女性が、県道南進の車にはねられ死亡されました。その数日後、11月19日には、斑鳩町服部に住まいする県立法隆寺国際高校の生徒が、登校途上自転車でこの交差点を東に横断しようとした際、同じく県道南進の車と衝突し、頸髄損傷による四肢麻痺という、首から下が全身麻痺する、18歳にして生涯車椅子生活を余儀なくされるという痛ましい事故が立て続けに発生しております。まさか公安委員会も、この交差点について、信号機設置に向けての優先順位が低いなどといった考えはお持ちではないはずと私は考えるところであります。

そこで、お尋ねします。交差点における交通安全対策については、色々な対応策があるかと思われませんが、町の考えはいかがなものでしょうか。

また、信号機設置の実施者は県公安委員会であるということは、私も十分に周知しておりますが、当該箇所の信号機設置実現に向けては、県、町、地元自治会がそれぞれ担う役割はどのように考えればよいのでしょうか、町の考えをお示しく下さい。よろしくお願いたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご質問の交差点の安全対策についてでございますが、先ほど質問者ご紹介いただきました2つの事件につきましても、我々といたしましても重く受けとめておるところでございます。

また、周辺地域自治会より町に対しまして交通信号機の設置要望が行われてきております。これを受けまして、町といたしましても、平成20年度に引き続きまして来年度、平成21年度設置要望として、西和警察署を通じ奈良県公安委員会へ要望をしているところでございます。

交通信号機の設置につきましては、質問者もただいまおっしゃいましたように、奈良県公安委員会において判断を下されるものでございます。その際、交通量、道路幅員等現状の様々な要素を勘案されて、その優先度に応じて設置されるものというふうに認識をしております。

当該交差点につきましては、県道大和高田斑鳩線から西側の町道416号線の幅員が狭隘なものでございまして、車両の通行量も少ないということから、先ほどもおっしゃいましたように、昨年の議会での小林議員より設置要望がございましたが、その際、非常に厳しい状況であるという答弁をさせていただいたところでございます。

こうした状況の中、周辺地域自治会では、交通信号機設置及び緊急車両の集落の入り口までの進入等を前提とした道路拡幅を考えておられまして、現在、土地改良区及び関係地権者等の協力が得られるように地元において調整をされているところであるというふう聞いております。

このことを踏まえまして、町といたしましては、拡幅にご協力をいただけるということをご前提といたしまして、警察等関係機関と協議調整を行ってまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、地元の方の役割としましては、私も前に色々打ち合わせさせていただきましたけど、一番いいのは要望書ということと、あとは、地元の自治会、土地改良区、水利組合などの了解を得たような要望書を出させていただくのが一番いいかなとは思いますが、その辺はどうですか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） そういった要望書をご提出いただくことについては、こちらといたしましてはとやかく申し上げる立場ではございませんけども、先ほど申し上げましたように、拡幅に伴う地権者の協力を得られるということでございましたら、関係機関と協議調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。一歩でも近づけたら、ここに1,170人の署名の方も傍聴に来られていると思いますけど、出来るだけ早く設置していただけるように、また切にお願いと要望とにかえさせていただきたいと思います。

それでは、3番目の③、北口商店街の道路の拡幅についてでありますけど、今、実際斑鳩町の方で駅周辺の道路の整備色々していただいておりますけど、今、斑鳩町を訪れる観光客の方々がJRの上の橋上のところで、観光案内所で、斑鳩町を観光するのにということ色々聞かれて誘導されているということですけど、実際の誘導というて、北口出て西の方へ歩いていかれるんですけど、あこは歩道もなく幅員もかなり狭く、どうし

でも案内するには、安心して安全というような道ではないので、今後整備されるということですが、今、議会の方でも5号線ということが出てますが、将来いかるがパークウェイが出来てきて駅の正面に位置してくると思うんですが、北口の今のその5号線を延長するという考え方、歩道をつけて安心して駅の方へ行ける、アクセス出来るという、そういう道路をお考えかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご存じのように、平成18年度にJR法隆寺駅橋上化事業が完了をいたしまして、現在は駅へのアクセスとしての道路整備を推進しているところであります。

ご質問の駅北口から北方面に向かいまして町道307号線、通称服部道でございますけども、そこまでに至る町道312号線、今、駅前整備で5号線と呼ばせていただいている路線でございますけども、その整備につきましてもその一つでございます、現在関係地権者の方々に事業内容の説明を行う中で、ご理解とご協力をお願いしているところでございます。

ご質問の延伸でございますけども、町といたしましては、現在、県道大和高田斑鳩線から西側において整備が進められておりますいかるがパークウェイの事業進捗にあわせまして、駅からそのいかるがパークウェイの接続に向けて将来的には今後検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。出来ましたら、実現していただけたら、アクセス道路もすごくよくなりますし、歩道もちゃんと出来て生活道路の一端も担うと思いますので、その辺を十分検討していただけてよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） それでは、JR法隆寺駅の観光案内所についてから質問させていただきます。

5月の藤ノ木古墳の一般公開では、天候にも恵まれまして、法隆寺駅から現場まで長い人の列が続きました。まさに、歴史と文化のまち斑鳩を実感するようなイベントとな

りました。

第1次調査から23年、小城町長は一貫してこの事業を推進する姿勢を貫いたとして、高く内外から評価されました。感慨もひとしおのことと拝察いたします。明日香の高松塚の発掘により、我が国と東アジアとのつながりが確認され、この藤ノ木古墳の発掘によりまして、ヨーロッパ、ユーラシア大陸との視野が広がったと言われております。

法隆寺駅の改札から、我が国の人はもちろんのこと、世界の各国からリュックを背負った外国の方々が出てこられまして、このまちの観光案内所に来られます。それを見ておりますと、まさにここが世界に開かれた斑鳩の窓口であるという思いを強くいたしました。

また、この観光案内所には、当町の幹部職員の方々もボランティアとして詰めておられまして、これまで長い間お客さんと対話されたと思いますが、その感想、実感などをお聞かせ願えたらありがたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町職員のJR法隆寺駅での観光案内についてでございます。

斑鳩町に訪れられます観光客等から、斑鳩町に対します様々な意見や情報を得るため、また斑鳩町の玄関口として斑鳩町の多くの住民の皆様も利用されることから、町職員と住民の皆様との情報交換や交流を深めることによりまして、今後の町行政に反映出来るものとして、平成19年5月から平成20年3月までの土曜日、日曜日、休日に実施したところでございます。

観光案内を行った職員の感想といたしましては、「外国人など訪れる観光客の多さから、斑鳩町の知名度の高さを感じた」、「訪問される方と話をすることや斑鳩町に関する様々な質問を受けることで、再度、斑鳩町を見詰め直す機会を得ることが出来、視野が広がった」、「観光協会の方の観光案内業務を見て、接客意識の向上が図れた」、また「まず法隆寺を見学し、次に薬師寺、唐招提寺へ行かれる方が多い」、また「小学生のある家族や若者のグループの訪問者が多い」、また「観光案内をした訪問客から帰りにお礼の言葉をいただき、大変うれしく感じた」などの感想はございました。

JR法隆寺駅観光案内所は、もてなしの心を持って対応をしなければならない最前線であります。観光客はもちろんのこと、町民の方々も訪れられます。多くの方々と接することによりまして、生の声を聞くことの大切さを再認識したと感じているところでございます。これらの経験を、今後の町行政に生かしてもらえるものと期待をいたしてい

るところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今、話されましたことは、斑鳩の里観光ボランティア百余名が、日々同様の思いで活動をするところでもあります。

町の職員の方々がそこへ詰めておられると、今、お答えをいただきましたように、大変意義のあることだと思えます。奈良駅とか京都駅へ行きますと、10年、20年とかいうベテランの方が窓口へおられるんですけども、それとはまた違う意味で大変意義のある観光案内だと思えます。

私どもの斑鳩町には、我が国の世界遺産登録第1号の法隆寺地域、そしてこのたび藤ノ木古墳の公開などがありまして、大変恵まれた幸せなまちだと思えます。と同時に、まちおこしの下地と申しますか、十分過ぎるほど整っているわけですから、何か世界的なまちおこしというんでしょうか、そういうものを行っても十分成功するのではないかなと思っております。例えば、俳句の正岡子規にちなんで、どんなネームをつけましょうか、「斑鳩の里 柿食べば 世界俳句大会」と、こんなようなイベントもおもしろいんじゃないかなと思ったりしております。

それでは、次に移らさせていただきます。橋梁を中心に斑鳩町のハード面についてお伺いをいたします。激甚災害時及び歴史文化の視点からも質問したいと思います。

まず、西の玄関口とでも言えましょうか、昭和橋についてであります。

去年からかなり長期にわたり耐震連結工事、地震で落ちないための工事が行われておりまして、現在完了しております。橋の下に行ってみますと、橋台と橋桁とを金属の鎖でつなぐ意外と小さい落橋防止装置が確認されます。これで大体どのぐらいの震度まで耐えられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、質問者おっしゃいました、昨年度に行われました昭和橋の耐震補強工事でございますが、この工事につきましては、災害に対して安全で信頼性の高い道路網を確保するため、平成17年度に国が策定をいたしました緊急輸送道路の橋梁耐震補強3カ年プログラムにおきまして、優先的に耐震補強が必要と判定をされた結果実施されたものでございます。

このことによりまして、どのぐらいの規模の地震に耐えられるかということでございますけれども、阪神淡路大震災規模の地震が発生をいたしましても、ある一定の被害は生

じることとなるということでございますけども、致命的となります落橋を防止することを目的とされておりまして、橋脚の一部を繊維シートで補強すると共に、橋桁に落橋防止システムが設置をされているというふうに聞いております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 続いて、同じ国管理の竜田大橋に移ります。

かなり以前に、奈良側の橋台付近で崩れたことがありました。たしか、何年ぐらい前でしょうか、かなり前ですね。この原因は、何だったんでしょうか、わかりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） そのことにつきましてですけども、なぜそういったことになったか原因についてですけれども、国にも問い合わせを行ったところではございませぬけども、残念ながら現在詳しいことはわかっておりません。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 恐らく水の流れによって土がすくわれてあのような状態になったのではないかと思います。私も、かなり前のことですので、ちょっと何が原因なのか、その時によく調べておきゃあよかったです。このようなことは、今後また洪水などの場合に起きないのかどうか。

といいますのは、竜田大橋は、今、見ても、かわいそうぐらい酷使に耐えているという状況であろうと思います。先日、高欄といいます、手すりの取り替え工事が行われておりました。その手すりは、旧の手すりもそうなんですけど、結構でこぼこがありましてちょっと心配しておりましたのですが、普通橋の異常をどこで一番最初に発見するかといいますと、その手すりの状態がつくった当初から真っ直ぐであればまあ大丈夫だろうと。その手すりにでこぼこが出てきますと、下部の方に何か異常があるのじゃないかというようになります。

先ごろ、手すりの取り替え工事がありまして、通りがかりにちょっと見ておりましたら、なかなか持ってきた新しい手すりがおさまらないということで、どうするのかなと思っておりましたら、また何日かしまして、橋桁の方にスティをかませて、桁をはかせてでこぼこ等を調整して何とかおさめたと、こういう状態でありました。

これ、本当に大丈夫なのかなあと。橋脚が沈んでいるとすれば、また何かの機会に橋脚が崩れて、あるいは橋脚を支える地盤が崩れて通行不能になるようなことであれば、

我が斑鳩町だけではなくて、奈良県下のこれ幹道ですから、最も重要な道ですから、そんなようなことにならないように、この状況はどんなように考えられるでしょうか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、お聞きいただいております竜田大橋でございますが、この竜田大橋につきましては、昭和55年の道路橋示方書、道路橋示方書といいますのは、質問者もよくご存じだと思うんですけども、橋や高架の道路等に係る技術基準を定めたものでございますけども、この道路橋示方書により設計されたものでございまして、阪神淡路大震災の被災の特徴から、甚大な損傷は発生しないというふうにされております。

下部で異常フリークが出来た場合、舗装面の状況が確認出来るといったことございまして、先ほども申し上げましたように、竜田大橋につきましては、阪神淡路大震災級の地震によりましても、甚大な損傷は発生しないというふうに聞いておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。

その次、ちょっと文化的というんですか、歴史的な視点から質問させていただきます。

この高欄は、奈良側の方に2本、それから王寺側の方に2本の擬宝珠があります。擬宝珠高欄と言いますが、ここに河川名や橋の名前、それから竣工年月日が記されております。このたび新しくなったものにも、以前と同じように、昭和40年12月完成とあります。

一応工事が終わりましたここを通過しておりますと、恐らく地元の方だと思いますが、年配の男の方が、ここにあった前の擬宝珠はどこへやったんやと、あの方が味があったと、こういうふうに言っておられました。私、これを聞いて、これこそ日々の生活から生まれた郷土愛というようなものではないかなと思ひまして、出来れば取り替える前の擬宝珠を、国交省に連絡して、どこかにあれば、斑鳩町の歴史博物館のようなところに置いてもらったら、懐かしがる人は大変懐かしいものじゃないかと思ひます。この擬宝珠は、半世紀ほどあそこにあったわけなんです。半世紀ほど竜田大橋を通る人や車を毎日眺めた擬宝珠でありますので、その年配の方がおっしゃる気持ちもよくわかりました。

その橋の前の橋は、たしか写真で見ますと木橋、橋はコンクリートかもしれませんが、

手すりには木のように思います。このように写真が残っておれば、昔はこうだったなあという思い出もあるわけなんですけども、今、替えられた前の竜田大橋の写真などは、意外とあちこち探したんですけれども見当たりません。ひとつ、これはまた国交省さんに相談して、工事する前には必ず工事写真を撮りますので、それも斑鳩町のそういう歴史のストックの中に入れていただきましたら、大変ありがたいと思います。これは、ひとつ、国交省さんに交渉してもらえませんか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 確認させていただきます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ひとつよろしく願いいたします。人間というものはすぐなれてしましまして、新しい橋になりますと前のことがどんなだったかというのを忘れてしまします、悲しいことなんですけども。やはり、思い出のある人は懐かしいわけで、ひとつよろしく探していただきたいと思います。

このように、昭和橋も今の竜田大橋も国の管理ですから、国は5年ごとに定期点検をしております。ところが、市町村管理の橋梁については、何と日本で9割近くが5年以上も放置されたままであると、点検されないで放置されたままであるというように資料が出ております。これは大変恐ろしいことでありまして、斑鳩町はこの点、市町村管理の橋についてはどのような状況でしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 特に橋梁についても重要なところでございます。常々担当課の方で月に2回道路点検パトロール行う中で、今現時点におきましては、目視の点検をやっているといたるところでございますけども、今後、そういった点検項目につきましてマニュアル化して行って安全点検を行っていききたいなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 国交省に伺いますと、マニュアルのようなものがなければ、なかなか地方自治体が自分で管理するというのは結構難しいんじゃないかということで、鋭意マニュアルを作成中だということでもあります。住民にとっては、どんな小さな橋でも生活に密着した大切なものですから、ひとつしっかりと管理していただきたいと思えます。四川省の大震災とかミャンマーとかの水害とか、いつこういう災害が来るか、今日

なのか明日なのかもわからないような状況でございますので、ひとつそういう劇甚災害時の備えについても、ハード面の備えについても、きちっとやっていただきたいと思えます。

続いて、新岩瀬橋、私、新岩瀬橋と書きましたけれども、橋名もまだ恐らく決まっていけないのではないかなと思えます。これはバイパスに関連して、今、古い岩瀬橋の横につくられている、今、工事をちょっと休んでいるところなんですけれども、この橋についてであります。

この春、三室山に桜が咲くころに、そこにおりますと、遠方から来た人たちが、工事現場を見て一様に、これは何をしているんですかと驚いておりました。かつては、竜田の紅葉と三室山は和歌の歌枕として日本国中知らない人がいないほどの観光名所であったわけでありませう。

その竜田公園に、平成の時代になって巨大な建造物、橋がかけられる。そして、完成すれば、1日に1万数千台でしょうか、そういう車がごうごうと地響きを立てて通ることになりますので、想像したらちょっとこれ恐ろしいことだなあと。平安時代の在原業平とか僧正の遍昭とかいう歌詠みが見たら、時代は進んだのかどうなのかとびっくりするような光景であるのではないかなと思えます。

先日、4月23日の新聞に、後世に残したくない景観を募集すると奈良県の荒井知事が発表しました。この日の朝日新聞のタイトルは、何と、「求む 景観反面教師」とありました。まさにこの新岩瀬橋ですか、これがそれにぴったり当てはまってしまって、いずれ将来日本国中の話題に上がるかもしれないかなと思えます。こういうことに対して、国交省の大臣はどう思っているのか、直に聞くことは出来ませんが、いずれ聞きたいかなと思えます。

それから、肝心の奈良県の、竜田公園ですから、県立公園ですから、奈良県の荒井知事はどう思っているんだろうかと。そして、斑鳩町としては、この景観についてどう思われるのか、ひとつこの辺をお答え願いたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） パークウェイ岩瀬橋の設置に伴いまして、竜田川を中心とした周辺景観への影響についてどう考えているのかといったご質問と思えますけれども、住民代表者と行政により構成をされております「いかるがパークウェイ推進協議会」におきましても、この岩瀬橋の景観デザインにつきましては、由緒ある紅葉で有名な竜田

川や三室山の景観に配慮したデザインを検討するよう要望が出されているところでございまして、この推進協議会には、国、県の担当者も参加をされているところでございます。そうした地元住民の皆様方のご意見も十分にご承知をいただいております。国におきましては、橋の景観デザインにつきましても検討がなされているところでございます。今後、推進協議会のご意見を賜りながら、竜田川周辺地域の景観にふさわしい橋梁となるよう検討を重ねていくこととなっております。

なお、ご存じのように、当該地は風致地区でもございまして、既に着手をしております岩瀬橋の下部工事におきましても風致地区内行為の協議がなされております。県立竜田公園と調和した施工が施されております。また、上部工につきましても、また今後、別途県と十分協議がなされることとなっております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 橋梁といいますのは、風景にしっかりと合うというのはなかなか難しいものでございまして、それでも橋梁の業界にはすごい先生がおられまして、景観にマッチした橋をつくるということに命をかけている方々もおられます。そういう方の意見なども取り入れたりしてぜひとも、橋を架けないわけにはいかないわけですから、あそこにバイパスが出来るとしたら。最大限、後世の人たちが見ても、これなら仕方がないかというような設計をされて、そしてまた設計が決まりましたら、広く一般の住民にも、色はこうなって、それからこのような形でというようなシュミレーションを、スライドなどをして、よく私どもそういう場所に参加したことがありますけども、そういうふうにしてつくっていただきましたら、何とかしようがないかなということになると思います。

このバイパス工事が仮に完成したとして、いつになるかそれも聞きたいんですけども、この岩瀬橋を通過する車の総量、1日大体何台ぐらいと予測されておりますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 国にも確認をしたところでございますけども、平成42年度の予測といたしまして、1日当たり1万台から1万4,100台走行するという形で想定されると聞いております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） そして、三室交差点からこの岩瀬橋の間の道路構造は、きっちりと確定されましたでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 現在のところまだ確定には至っておりませんで、色んなご意見をお伺いしながら、今後、煮詰めていくといった状況でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） こういう道路といいますのは、地権者だけのものではなく、また道路に関係する、直接接するような人たちの意見もそれは大変大事なことでありますが、1万数千台が目の前を通るということは、やはりそこに接する方たちの今後の思いというのは大変なものだろろうと思います。その辺の事情もよくお互い斟酌し合って、何とかこの辺で妥協さざるを得ないとか妥協しようとか、大変申しわけないんだという気持ちの方が十分にあれば、それなりに納得する部分もあるかと思っておりますので、ひとつしっかりと相談し合っていい結果になるようにしていただきたいと思っております。

そうしますと、この橋ももちろんですが、斑鳩バイパス全体の計画が完成すると思われるのは、いつごろを予想されておりますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 私どもといたしましては、一日も早く完成をお願いしたいところでございますけども、現在のところ、何年完成といったところまでには至ってないということでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） この斑鳩バイパスもそうですけども、全国の都市計画道路は、20年以上前の高度成長期に計画され、今でもその4割が工事が進んでおりません。今では、交通量予測や費用対効果が年々下がっておりまして、自治体でも見直しをしようかという動きが出てきたようであります。ある自治体の関係者は正直に、本当にこれ必要な道路かどうか検証しようとする意識が今では薄れてしまっていると答えています。一度国で計画されますと、やるものとしてやらざるを得ない、担当の方も、ということでありまして、ただども本当にこれ必要なんだろうかと、こういうことに関しては、やはり斑鳩町としても、もう一度、小城町長さんが最初にバイパスを考えるとおっしゃった時点にまた立ち戻りまして、町としてもそういう視点でも、もう一つ考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、町長の第1期目の話も出ましたけども、私どもとい

たしましていかるがパークウェイは、都市計画決定こそ約40年前、昭和42年でございますけども、相も変わらず今でもまちづくりの根幹となる重要な道路であるというように認識をしております、今後、この事業推進をしていくに当たりまして、先ほども申し上げましたいかるがパークウェイ推進協議会とも連携を図りながら、これまで同様に整備促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 前の本会議でも申しましたけれども、統計では車の保有台数が年々下がりまして、東京などで行われる盛大なモーターショーなどにも、昔私たちが若いころはあこがれていたものなんですけども、人がほとんど集まらなくなったといいます。やっぱり時代の流れというものだろうと思います。なかなか時代とか時間には人間勝てないものでありまして、またこのごろはガソリンが大変高騰しまして、その影響もあると思いますけども、斑鳩町を車に乗って走っております、車の数が少なくなったなというのを感じております。私は、斑鳩町の西の外れからここまで車で来るわけなんですけども、ここ半年の間はほとんど5分で到着しております。

そのように、車の台数の減少、それから人口減で、バイパスが完成した時点には、何のためにまちを二分したりして大騒ぎをして、またそして多額の税金を注ぎ込んだのかわからないというような結果にもなり得るかと思えます。人口減、車の台数減、その辺に関して、斑鳩町としても何かシミュレーションを試みたりしておられますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 現在、朝からの質問者にお答えした形で、都市計画マスタープラン、見直しにかかっております。それと同時に、斑鳩町総合計画も今年度から見直しにかかるわけでございますけども、そうした見直しの中でそういったデータについても検討してまいるという形になろうと思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ひとつ多角的に色んな角度からこの橋というものをもう一回きちんと検証して、やってよかったというようなことになれば、それはそれでやむを得ないのかなとは思っています。

私、何年前に、「ぼっぼ」という斑鳩のミニコミ紙の最終刊に書きました。それは、長い間斑鳩のまちの人たちは、このバイパスどうしようか大変迷ったけども、結局つく

らないでしまったと。で、こういうふうには、100年後、200年後の住民は、ああ、そういうことがあったのかと思うような結果になればあるいはいいかもしれないと、こういうような大変無責任な文章を書かさせていただきました。

最近、特に普通車と軽が走っている姿見えないなど、余り見えないと思います。ところが、大型トラックとかクレーン車が猛スピードを上げて我が物顔に、ジャスコの前の道を大阪方面から下ってきて、あそこで、竜田大橋のところで急カーブを切って、スピードを上げて通っているのが目につきます。

国も、バイパスありきで、何十年も道路の改良が進んでいないという状況もあるのではないかと思います。先日、竜田大橋西詰めのバス停でおりられた年配の女性の方が、カートを引いて30センチもないような歩道を歩いてこられました。私は、2人は通れませんので、ちょっと脇へよけておりましたら、その方は、月に何回か峨瀬の方の孫の顔を見に大阪から来るんだけど、ここを通る時は死ぬ思いだと、こういう話をされました。それを聞きまして、斑鳩町の、斑鳩町といいますか、国の致命的なハードの欠陥を指摘されたような思いがいたしました。

最近、国交省の発表をもとにして写真週刊誌が特集を出しておりました。「血税5兆円を無駄食した某国の道路全リスト」と、こういう題名です。この中に、斑鳩バイパスも写真入りで堂々とエントリーされております。外部から見たら、やっぱりこういうことなんだろうかなというようなことも気付かされた次第であります。

バイパスについて、まだまだこれから流動的な面も出てくるのではないかなと思います。あるいは政権が変わったりするかもしれませんし、西名阪道路、あそこを何とかすれば、また通る車の数も減ったりするのではないかと思います。西名阪の料金体制を変えるとか、一番いいのは、無料化すれば、車の流れも、斑鳩町の方に入ってくる車の流れも少なくなるんじゃないかなと思ったりしております。

このような西名阪関係、昔、道路公団とか言いましたけど、今は別の名前になっておりますか、そこらとこういう面について折衝というか、問い合わせとか、町としてされたことはございますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） まことに申しわけございません、質問の趣旨がわかりかねるので、もう一度おっしゃっていただけますか。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 簡単に申しますと、西名阪法隆寺インターでおられるか、あるいは香芝インターでおられるかによって料金体系がかなり違ってきて、どうしても大阪方から来て香芝でおりにてしまう、あるいは奈良方から来て、天理方から来て法隆寺インターでおりにてしまうと、こういうことによって国道25号を通る車の数がふえたり減ったりするんだらうと。これを料金を統一しますと、そんなこともなく通ったりしますし、また無料化されれば、それはまた一番いいことであらうと思います。そういう点から質問させていただきます。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） そういったことについて、町として単独でそういった協議をしたことはございません。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） それでは、またそういうことでもひとつ、私もそれなりに調査したりしたことはございますが、大変難しいことだと、料金だけを変えることについてです、というような話は聞いておりますが、ひとつ町からもコンタクトをとっていただきましたらありがたいと思います。

それでは、最後のバイパス予定地の文化財発掘調査の住民説明会について質問させていただきます。

今年の3月8日に榎原考古学研究所が、バイパスのルート上の発掘調査を行いまして、それを斑鳩町のごく少数の住民に限って現地説明会を行いました。私も、この発掘面積の多さというんですか、これ斑鳩町始まって以来とっております。大変広大な地域を発掘いたしました。そのすべての面から、本当にべた一面に斑鳩の歴史をあらわすような遺物、遺跡が出てまいりました。時代から言いますと、飛鳥時代の住居跡から聖徳太子の時代も含めて江戸時代まで、片桐且元の陣屋がありまして、あそこに勤めているその当時の町の職員さん方の住宅でしょうか、武士団の住宅、こういうものもずらっと出てまいりました。これは、我々斑鳩町の住民にとっては、本当に生きた歴史であり、見た瞬間に感激いたしました。

その説明会の当日は非常によいお天気でありまして、散歩中の人や、また知らされていなかったというすぐ近くの住民の方たちも出てこられて、何事ですかというて集まってこられまして、そして言われることは一様に、なぜ斑鳩町は全町にこれを公表しなかったのかということでした。莫大な発掘の費用も要したはずであります。現在は、その

現場すべて埋め戻されてしまいました。非常に残念なことです。

当日の檀考研の住民説明会、私も色々な場所に行かさせていただきますが、あの態勢は、何百人来ても対応出来るぞというような大変力の入った檀考研の態勢でありました。それだけに、もっと斑鳩の住民、あるいは片桐さんですから、何町でしょうか、大和小泉とかあちらの方の住民さん方も興味のある場所であろうと思います。あるいは、奈良県としても、こういうことに関しては大変好きな人がいっぱいおられまして、ぜひともこの現実を見せたかったなと思います。いずれ写真とか資料として見られると思いますが、現実を見る迫力というのは、何にもかえがたいものであります。また、それを見ることによって、斑鳩町の住民の方々の愛郷心といいますか、それも深まることじゃなかったかと思います。

おかげさまで小城町長さんもお尽力されて、藤ノ木古墳はいつでも見られると、こういう状況になりました。ですけれども、今回のこの件についてはもう見られないということになってしまいます。あと、まだ少し発掘する場所があるそうです。そこにも結構、檀考研のお話ですと、おもしろいものがあると思うよと、こういうお話でした。

ですから、ぜひ今度は、この会はもう一度、なるべく全県下にでも知らしめていただければなおいいんですけども、ぜひとも広報して現地説明会を行っていただくように強く要望いたします。

この件に関して、町の教育委員会も関与されておると思いますので、その辺のご感想などもひとつよろしくお願いたします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今のご質問でございますけれども、最終的には檀考研、檀原考古学研究所がご判断いただくことになろうかと思っておりますけれども、この件につきましては、さきの建設水道常任委員会におきましてご答弁をさせていただいておりますように、現在パークウェイ稲葉車瀬区間で行われている発掘調査において、こういったものが出土してくるかということにもよると思っておりますけれども、檀原考古学研究所におかれましても、当然皆様方に見ていただく必要があるものにつきましては、説明会等そういった方策を講じられていくというふうには聞いておりますけれども、現時点におきましては、出土の状況にもよりますので、そのことについては何とも言えない状況であるということでございます。

なおまた、広く説明会を開催するというふうになりますと、檀原考古学研究所として

も、一定の方向づけをされた上で記者発表なども行いまして現地説明会という手順になるというふうに思われます。

町といたしましては、特にこういった説明会を開催するに当たりましては、その周知方法、期間等について慎重に対応していただく必要があるというふうに現在では考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 藤ノ木古墳も確かに超一級の遺跡物であります。ですけれども、この親しみやすい発掘結果、これもぜひとも広報して、住民に周知徹底して見ていただきたいものと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時7分 散会）